

平成 29 年度

要 覧



目 次

I. 滋賀県立男女共同参画センターの概要	
1. 目的	1
2. 名称	1
3. 所在地	1
4. 施設	1
5. 管理運営	1
6. 沿革、設立経緯等	2
II. 組 織	2
III. 事 業	
1. 自主事業	3
2. その他の業務	3
3. 自主事業実施経緯	4
IV. 平成 29 年度男女共同参画センター事業計画	
1. 事業方針	5
2. 平成 29 年度事業実施スケジュール	6
3. 平成 29 年度個別事業の実施計画	
(1) 講座・研修	7
(2) 相談事業	7
(3) 情報発信・調査研究	8
(4) 交流・活動の支援	9
(5) 女性のチャレンジ支援	9
(6) その他	10
V. 平成 28 年度男女共同参画センター事業実績	
1. 自主事業の実施結果	
(1) 講座・研修	11
(2) 相談事業	19
(3) 情報発信・調査研究	24
(4) 交流・活動の支援	28
(5) 女性のチャレンジ支援	31
(6) その他	36
2. 施設利用状況	
(1) 月別利用者数	38
(2) 部屋別利用者数	39
3. 利用者数の推移	40
VI. 施 設・設 備	
1. 本 館	41
2. その他の施設	42
3. 施設配置図	43

Ⅶ. 利 用 案 内

1. 施設使用料 …………… 44
2. 付帯設備使用料 …………… 45

Ⅷ. 参 考 資 料

1. 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例
…………… 46
2. 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則
…………… 48
3. 滋賀県男女共同参画推進条例 …………… 50
4. 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細 …………… 53

I. 滋賀県立男女共同参画センターの概要

1. 目的

滋賀県立男女共同参画センターは、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設として位置づけられており、男女共同参画社会の実現を目指す多様な活動を促進するため、男女共同参画に関する啓発や学習機会の提供および指導者の育成等を目的とした研修、講座の開催を始めとして、男女共同参画社会に関する情報・資料の収集および提供、相談、交流・活動の場の提供等を通じて、男女共同参画の推進を図ることを目的とする。

2. 名称

滋賀県立男女共同参画センター 愛称「G-NETしが（じーねっとしが）」

3. 所在地

滋賀県近江八幡市鷹飼町 80-4

4. 施設

(1) 特徴

- ◇ 施設の外観は、男女共同参画の実践活動を支援する場としてふさわしい色調と景観を保ち、施設内は全体的に明るくゆったりとした空間を有した施設となっている。
- ◇ 図書・資料室は、図書、ビデオ、行政資料、ミニコミ誌など約6万2千冊を収蔵し、閲覧、調査研究等のスペースを確保しているとともに、随時企画展示を行うなど親しみやすい空間づくりを心がけている。
- ◇ 大ホール（多目的ホール）は、電動式移動椅子を採用しており、階段式客席利用、平面客席利用が共に容易にできる。
- ◇ 談話サロンは、施設利用者向けに広い空間と落ち着いた雰囲気を確保し、その一角には男女共同参画に関する県内外の情報を掲示する参画情報コーナーを設置している。
- ◇ 活動団体のための団体交流室や、託児のための幼児室などを設置している。
- ◇ 図書・資料室内の一角に、滋賀マザーズジョブステーションとして女性の就労を総合的にサポートする窓口を設置している。

(2) 規模

- ◇ 敷地面積 17,787.94 m²
- ◇ 構造規模
本館（鉄筋コンクリート造一部2階建）3,687 m²（1階 3,096 m² 2階 591 m²）
高齢者・障害者用施設、設備
（エレベーター、点字案内板、点字ブロック、記憶机、洋式トイレオストメイト対応、車イス、スロープ）
子育て支援者用施設、設備（トイレ内ベビーベッド1ヶ所：ベビーシート1ヶ所、ベビーチェア4ヶ所、授乳室1ヶ所）
その他の施設
茶亭（日本庭園付）、全天候型テニスコート3面（休憩施設付）、用具庫、洋庭園、駐輪場、駐車場（約250台収容）、車椅子専用駐車スペース（2台分）
- ◇ 事業費等
総工事費 1,654,614千円（国庫 81,000千円）
開所年月日 昭和61年11月1日（同月27日業務開始）

5. 管理運営

(1) 所管

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

(2) 管理

滋賀県立男女共同参画センター

(3) 開所時間

午前9時から午後9時まで（図書・資料室は、午前9時から午後5時まで）

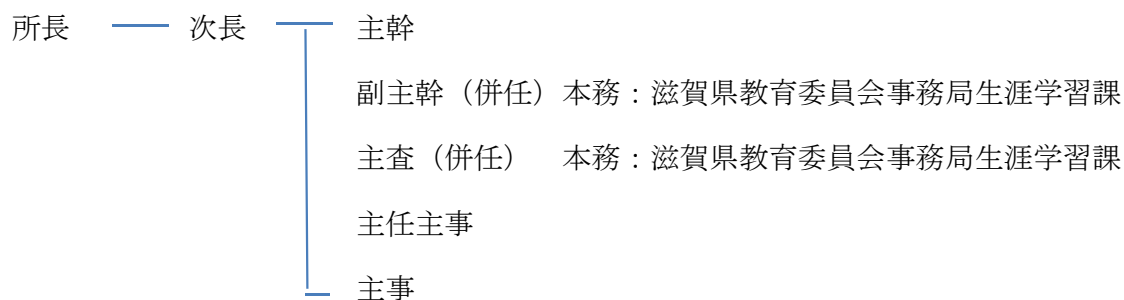
(4) 休所日

月曜日（祝休日を除く）、祝休日の翌日および年末・年始（12月28日から1月4日）、施設点検などによる臨時休所日

6. 沿革、設立経緯等

昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和60年 1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための 婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年 6月 1日	「(仮称) 滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日 ～ 61年 9月16日	「(仮称) 滋賀県立婦人センター新築工事」施工 総工事費 1,654,614千円 (国庫 81,000千円) (内訳) 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他(レリーフ) 10,000千円 建設費 1,199,605千円
昭和61年11月 1日	滋賀県立婦人センター設置 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	滋賀県立婦人センター」業務開始
平成 7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」 について報告
平成 9年 4月 1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」施行
平成10年 6月	「女性センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得
平成14年 4月 1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年 6月	公募により愛称を「G-NETしが(じーねっとしが)」に決定
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置

II. 組 織



【男女共同参画相談室】 嘱託 (男女共同参画心理相談員) 3名

Ⅲ. 事業

1. 自主事業

- (1) 男女共同参画に関する講座・研修等の開催
 - ・男女共同参画社会推進に向けての地域課題への対応、実践的な取組への支援
 - ・多様な学習機会の提供
 - ・男女共同参画推進の担い手となるリーダー層の育成、資質向上
 - (2) 男女共同参画に関する相談
 - ・こころと生き方、女性・男性をめぐる諸問題についての総合相談・カウンセリング
 - ・弁護士による法律相談
 - ・DVに関する相談、カウンセリング、支援、情報提供
 - ・関係相談支援機関・団体等との連携
 - ・市町等男女共同参画相談ネットワークの構築、相談員の資質向上
 - (3) 情報の収集と発信・調査研究
 - ・女性問題、男性問題、各地の取組、人材情報など男女共同参画に関する情報、資料の収集、データベース化とそれらの提供
 - ・啓発広報の展開
 - ・図書・資料室の運営
 - ・視聴覚教材の活用とホームページ、メールマガジンを通じた情報の提供
 - ・男女共同参画情報誌「G-NETしが」の発行
 - ・県内外の情報を掲示した参画情報コーナーの設置
 - (4) 交流・活動の支援
 - ・男女共同参画に取り組む県民やNPO等の交流・活動の場づくり
 - ・団体等の自主活動の支援
 - ・県内男女共同参画関連施設との連携
 - (5) 女性のチャレンジ支援
 - ・女性の社会参画を促進するためのチャレンジ支援事業の実施
 - ・女性の継続就労やキャリアアップを支援するための事業の実施
 - (6) その他
 - ・施設、事業、図書ボランティアの活動
 - ・託児室の設置、運営
 - ・「G-NETシネマ」の開催
 - ・ギャラリー企画展の開催
- ◆ 滋賀マザーズジョブステーションの設置

2. その他の業務

- (1) センター施設の管理運営
- (2) センター施設の貸館業務
- (3) 関係機関等との連絡調整
- (4) その他

IV.平成29年度男女共同参画センター事業計画

1. 事業方針

滋賀県立男女共同参画センターは
男女共同参画社会の実現をめざす取り組みを支援するための総合的な拠点施設として、多様な活動を展開します。



男女共同参画推進のための事業の柱

誰もが気軽に参画できる施設づくり

- ・図書ボランティア、施設ボランティア、事業ボランティアとしての参画
- ・子育て世代を応援する託児室の運営
- ・G-NETシネマ

I 講座・研修

- (1) 人材育成
 - ◇さんかく塾(地域のリーダーや関心のある方等を対象)
 - ◇教職員さんかく講座
- (2) 啓発
 - ◇しがWO・MANネット講座
 - ◇若年層向け啓発セミナー(大学生・専門学校生等対象)
 - ◇デートDV防止啓発セミナー
- (3) 市町支援
 - ◇市町男女共同参画担当職員研修

III 情報発信・調査研究

- ◇図書・資料室の運営
 - ・ライブラリーツアー、ブックトラック、図書資料の企画展示
 - ・各市男女センター等へのパック貸出
- ◇広報啓発誌「G-NETしが」
 - ・男女共同参画の視点で考える内容等で年2回発行
- ◇ホームページの運営、メルマガの発行によるタイムリーな情報発信
- ◇G-NETメイツの登録制度による情報提供

II 相談事業

- ◇男女共同参画相談
 - 心理相談員3名の体制によりカウンセリングを充実
- ◇専門相談
 - 弁護士による法律相談、臨床心理士によるDVカウンセリング
- ◇男女共同参画相談ネットワークの運営
 - 相談員スキルアップ講座と組み合わせで実施

IV 交流・活動の支援

- ◇県内5センター連携事業
- ◇男女共同参画推進員研修
- ◇G-NETしがフェスタ(登録団体等の交流と成果発表の場)
- ◇しがWO・MANネット登録団体との協働・共催事業

女性のチャレンジ支援

- ◇女性のチャレンジシンポジウム
 - 関係機関・団体が協力し、<女性のチャレンジを総合的に応援する場>
- ◇女性のチャレンジ「8の日サロン・8の日マルシェ」
 - 起業や出店などによる社会参画をする女性に情報交換やネットワークづくり、学習の機会を提供
- ◇女性のためのビズ・チャレンジ相談

滋賀マザーズジョブステーション



- ◇マザーズ就労支援相談
 - 就労に関するカウンセリング
 - 子育て支援情報の提供
- ◇母子家庭等就業・自立支援センター
- ◇ハローワークマザーズコーナー
 - 職業相談、職業紹介
- ◇他の職業相談窓口との連携
 - 滋賀県保育士・保育所支援センター、滋賀県ナースセンター
 - 滋賀県介護・福祉人材センター
- ◇就職に向けた実践的セミナーの開催

2. 平成29年度 事業実施スケジュール

講座名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
さんかく塾			☆ ①6/11	☆ ②7/15	☆ ③8/5	☆ ④9/2	☆ ⑤10/22					
教職員さんかく講座					☆8/17							
市町男女共同参画 担当職員研修	☆ ①4/14	☆ ②5/26	☆ ②6/23									
講演会							☆ 10/22	※さんかく塾第5回講座と兼ねる。				
若年層向け啓発セミナー									☆ 12/16			
しがWO・MANネット講座			← 年間15講座 →									
デートDV防止啓発セミナー					☆8/17	※教職員さんかく講座午後の部と兼ねる。						
G-NETしが推進員研修 ・会議	☆ 4/22											☆
しがWO・MANネット会議	☆ 4/22											☆
男女共同参画相談連絡会議		☆ 5/18										
相談員スキルアップ講座		☆ ①5/18	☆ ②6/29		☆ ③8/17	☆ ④9/7						
情報誌「G-NETしが」発行						☆					☆	
びわこ一周さんかく事業			← (県内4市センター、G-NETしがにて開催) →									
G-NETしがフェスタ2017									☆ 12/3			
女性のためのビズ・チャレンジ 相談(予約制)	← (年間24回) →											
女性のチャレンジ「8の日サロン」 (マルシェ)	☆ 4/28	☆ 5/28	☆ 6/8	☆ 7/8	☆ 8/10	☆ 9/8	☆ 10/8	☆ 11/28	☆ 12/8	☆ 1/18	☆ 2/8	☆ 3/8
女性のチャレンジシンポジウム							☆ 10/8					
ギャラリー企画展						← →						
G-NETシネマ(隔月)	☆ 4/29		☆ 6/24		☆ 8/26		☆ 10/28		☆ 12/23		☆ 2/24	

(都合により変更になる場合があります。)

3. 平成 29 年度 個別事業の実施計画

(1) 講座・研修

◇さんかく塾 対象：地域、団体等のリーダー、G-NETしが推進員、センター登録団体、市町行政職員 等

男女共同参画に関する基礎的知識や現状、地域の課題解決のための実践、様々な分野における男女共同参画など、参加者のニーズに合わせた講座を開催し、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民を育成する。(全5回：6月～10月)

※第5回講座(10月)は講演会として実施する。

◇教職員さんかく講座 対象：小・中・高校等の教職員、市町教育委員会職員等

子どもたちをめぐる性別役割分担に起因する諸問題についての理解を深め、男女共同参画の視点に立った学校教育の推進に資する。(8月17日(木))

◇市町男女共同参画担当職員研修 対象：市町男女共同参画担当職員等

担当者等が基礎となる知識を十分に理解し、地域課題に対応し実践につながるような効果的な講座や事業を企画・運営するための手法を学ぶ講座を開催する。

(4月14日(金)、5月26日(金)、6月23日(金))

◇講演会 対象：県民

男女に関わる問題や今日的課題について、広く「学び」「考える」ための学習機会を提供する。

※さんかく塾第5回講座と兼ねる。(10月22日(日))

◇若年層向け男女共同参画啓発セミナー 対象：大学生・専門学校生等

若者を対象に、デートDV防止や男女間のパートナーシップなど身近な問題について学ぶセミナーを開催する。(12月16日(土))

◇しがWO・MANネット講座 対象：県民

しがWO・MANネット登録団体が、男女共同参画社会の意義等を県民にアピールするとともに、それぞれの団体の研究テーマを生かし、センターと協働で開催する。(年間15講座)

◇デートDV防止啓発セミナー 対象：教職員、市町担当職員等

学校関係者等がデートDVの基礎知識や、被害者に寄り添った支援について学ぶ講座を開催し、デートDVに対して理解を深め教育活動に資する。(8月17日(木)※教職員さんかく講座午後の部と兼ねる。)

(2) 相談事業

◇男女共同参画に関する相談

性別による差別的取扱い、DV(配偶者や恋人からの暴力)その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関しての相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問題等の相

談に応じ、自分で解決していくためのアドバイスやカウンセリングを行う。また、専門相談として、弁護士による法律相談を月1回、臨床心理士によるDVカウンセリングを月3回実施する。（面接相談および専門相談は要予約）

○総合相談（電話・面接・カウンセリング）

火、水、金、土、日曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

木曜日 午前9時～12時、午後5時～8時30分

○DVカウンセリング（面接）

月3回 午前10時～12時、午後1時～3時

○法律相談（面接）

月1回 午後1時30分～午後4時30分

みな はなさく

相談専用電話 0748-37-8739

◇男女共同参画相談ネットワークの推進

県機関および各市町の女性問題等に関する相談機関および相談員とのネットワークを設置し、担当者あるいは相談員による会議等を開催することにより、それぞれの機関の特性を把握するとともに、女性問題・男性問題の根底にかかわる相談への理解を深める。

また、事例研究等を通じて、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携および関係機関や専門機関との関わり方を修得するための講座を開催する。

- ・市町DV対策担当・男女共同参画担当者会議・・・年1回
- ・相談員スキルアップ講座・・・年4回

（3）情報発信・調査研究

◇図書・資料室の運営

男女共同参画社会づくりに関する図書や、国・都道府県・市町における男女共同参画行政に関する資料、女性団体等の機関誌等の情報提供を行う。また、利用者へのレファレンスサービスを行う。

市男女共同参画関連施設等への情報提供やパック貸出を充実するとともに、大学生や研究者に対し調査研究支援を行う。

■開室時間：午前9時～午後5時

- *女性情報コーナー
- *ビデオブース
- *親子絵本コーナーの設置
- *情報レファレンス
- *図書・資料室だよりの発行
- *ライブラリーツアーの実施
- *ブックトラックの実施
- *図書・資料のミニ企画展示

◇情報誌「G-NETしが」の発行

滋賀県の男女共同参画に関する施策情報をはじめ、当センター主催事業や推進員の活動などを紹介するため、啓発情報誌を発行する。 年2回 （6,000部×2回）

◇ホームページによる情報の提供

県民やチャレンジしたい女性等に対して、ホームページの内容の充実に努め、男女共同参画や女性のチャレンジ支援等に関する情報を発信・提供する。 [<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/>]

◇メールマガジン「きてみ～な」の発行

メールマガジンの発行により当センターのイベント情報等を発信する。（毎月はじめに発行）

◇G-NETメイツの登録制度

当センター利用者による登録者に、センター主催事業などについて気軽に利用できる携帯等のメールを使用し、細やかな情報提供を実施する。（随時）

（４）交流・活動の支援

◇県内5センター（滋賀県・大津市・彦根市・高島市・米原市）連携事業

県内4市男女共同参画センターと連携し、共催事業を展開することにより、広く県民に男女共同参画の視点を意識する重要性を啓発し、地域活動の活性化を図る。

（男女共同参画週間＜6月23日～29日＞に合わせて 6月～7月 県内5会場）

◇G-NETしがフェスタ2017

県内で活動している団体やグループ、NPOなどで構成する実行委員会により、自ら企画運営する講演会やワークショップ、展示やバザー等で交流を図る中で、男女共同参画を県民にアピールする。（12月3日（日））

◇G-NETカフェ

男女共同参画の視点をあらゆる分野に浸透させるため、各種団体と連携するなどして、必要な人に必要な情報を橋渡しする場を提供する。（随時）

（５）女性のチャレンジ支援

◇女性のためのビズ・チャレンジ相談

起業したい、地域活動・NPO活動などを発展させて収益事業として展開したい、ビジネスをもっと広げたい、などの課題を抱える女性に対し、専門の相談員がアドバイスや情報提供を行う。（公財）滋賀県産業支援プラザ（滋賀県よろず支援拠点）と連携して実施する。（要予約）

○相談日 原則として毎月第2水・第4日曜日 午前9時半～、10時半～、11時半～

○予約電話 0748-37-3751

◇女性のチャレンジ「8の日サロン&マルシェ」

起業を考える女性、起業したものの運営上の悩みを抱えていたり事業のステップアップを考える女性が、学習しながらお互いの交流やネットワーク作りをするための機会を提供する。

また、チャレンジしたいと考える女性を募り、接客などの実践の場（マルシェ）としてランチスペースをショップオープンスペースとして提供する。（年間12回）

◇女性のためのチャレンジシンポジウム

意欲ある女性が社会のあらゆる分野で活躍できるように、支援する関係団体が協力し、女性の多様な社会参画を実現できるよう応援するシンポジウムを開催し、情報や交流の機会を提供する。

（10月8日（日））

(6) その他

◇ボランティアの活動

図書・事業・施設ボランティアに登録し、自らのスキルアップのために活動する県民を支援する。

◇子育て世代を応援する託児室の運営

講座や相談等センター事業利用者に対して、一時保育を行い、子育て世代の社会参画を支援する。

◇G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオ等の中から、男女共同参画の視点に立ったDVD・ビデオ等を上映する。
(隔月1回)

◆滋賀マザーズジョブステーション

出産や子育てによる離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会に一步踏み出したい女性等を対象に、就労にいたるまでの個別相談やアドバイス、仕事と子育ての両立に欠かせない情報（保育等）の提供などをワンストップで行う窓口を設置。

就職に向けた実践的セミナーも実施。

- * 総合受付・マザーズ就労支援相談（就労相談カウンセリング、両立支援相談）

TEL：0748-36-1831

- * 母子家庭等就業・自立支援センター

TEL：0748-37-5088

- * ハローワークマザーズコーナー

TEL：0748-37-3882

- * 他の職業相談窓口との連携

- ・滋賀県保育士・保育所支援センターによる保育施設への就業に関する相談

毎月 第3金曜日 10～16時（要予約）

- ・滋賀県ナースセンターによる看護師、保健師、助産師等の仕事の相談

毎月 第2・4木曜日 10～16時（要予約）

※8月は第1・4木曜日

11月は第2・5木曜日

3月は第2・3木曜日

- ・福祉人材センターによる福祉に関する仕事や資格等の相談

毎月 第4火曜日 13～16時（要予約）

※4・10月は第4水曜日

V 平成28年度男女共同参画センター事業実績

1. 自主事業の実施結果

(1) 講座・研修

() は男性の数で内数

事業名	対象・参加者	実施期日	内容
① さんかく塾 ② 講演会	一般県民 延 244 人 (64)	6月4日 ～ 11月12日	男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進することを目的に開催。(5回)
③ 教職員さんかく講座	県内教職員 15 人 (8)	8月18日	学校生活の中での性別役割分担に起因する問題やセクハラ、DV、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題についての理解を深め、教育活動に資するために開催(1回)
④ デート DV 防止啓発セミナー	一般県民 43 人 (11)	8月18日	デート DV についての基礎知識や予防教育の必要性を理解しデート DV 被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげる人材を育成する。教職員さんかく講座 PM と同時開催。(1回)
⑤ 市町男女共同参画担当職員研修	市町担当者 延 77 人 (41)	4月15日 5月13日 (2回)	市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策展開を図ることを目的に開催。(3回)
⑥ 学生のためのハッピーキャリアカフェ	県内大学生等 34 人 (10)	11月26日	大学生等を対象に、固定的性別役割分担意識や、制度・慣習などに左右されない働き方や生き方について考える機会を提供することを目的に開催。(会場：草津市立市民交流プラザ)(1回)
⑦ しが W O・MAN ネット講座	団体・グループ 一般県民 延 216 人 (16)	8月5日 ～ 1月20日	登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援。(11講座)
⑧ 学校支援メニュー	県内小中高大学 校生 延 509 人 (293)	5月24日 ～ 2月27日	男女が互いに対等なパートナーとして関わり、責任をもって築いていく男女共同参画社会に対する若い世代の理解と学習を深めるため、県内学校を対象に出前授業を実施。(3回)

()は男性の数で内数

①さんかく塾

男女共同参画に関する基礎的知識や社会の変化に即した多様な観点を学び、男女共同参画の視点を地域活動へ活かそうとする県民の主体的な取組を促進するために開催。(全5回)

	開催日 参加者数	テーマ・講師	内容
1	6月4日(土) 28人(13人)	「笑って考えようワーク・ライフ・バランス」 瀬地山 角さん(東京大学教授)	ワークライフバランスや女性の活躍が求められている背景や少子高齢化社会を乗り越えるための手立てについて
2	7月30日(土) 22人(9人)	「息子が介護するということ～これからの時代のあったか介護とは～」 斉藤 真緒さん(立命館大学准教授)	男性介護者の現状とこれからの介護に求められる男性の役割について
3	9月4日(日) 22人(6人)	「女と男でフィフティ&フィフティ～あらゆる決定の場にもっと女性を～」 松田 聡子さん(桃山学院大学教授)	法制度の中の男女差や立法・司法の場における男女共同参画の必要性について
4	10月1日(土) 22人(6人)	「リケジョが描くキャリアレインボー～おはようからおやすみまで暮らしに夢を～」 永合由美子さん(キャリアカウンセラー、元洗剤開発研究者)	理系分野における女性のキャリア形成のほか、身近な生活につながる「化学」や「工学」について
5	11月12日(土) 150人(30人)	「マスオさんの男女共同参画のすすめ～サザエさん一家から学ぶ幸せ見つけ～」 増岡 弘さん(声優) ※講演会と兼ねる	国民的アニメ「サザエさん」における家族関係や子育てから考える男女共同参画の大切さについて

244人(64人)



第1回講座



第2回講座

②講演会（※兼さんかく塾第5回講座）

より多くの方々に参加いただき、県民一人ひとりが男女共同参画の意義を正しく理解し、認識を深め、身近な生活に関わるところで実践していただけるよう、男女に関わる問題や今日的な課題について「学び」「考える」ための学習機会を提供する場として開催。

◆概要

開催日 平成28年11月12日（土）14:00～16:00

会場 男女共同参画センター 大ホール

テーマ

★「男女共同参画で、夢や希望に満ちた新しい豊かさを」

講師 池永 肇恵 滋賀県副知事

★「マスオさんの男女共同参画のすすめ～サザエさん一家から学ぶ幸せ見つけ～」

講師 増岡 弘さん（声優）

参加者数 150人（30人）

平成28年度滋賀県立男女共同参画センターさんかく塾講演会

30周年記念

マスオさんの 男女共同参画のすすめ ～サザエさん一家から 学ぶ幸せ見つけ～

**11月12日
土曜日
14時～16時
(13:30開場)**

**講師
増岡 弘さん
(声優)**

**参加無料 定員300人
(先着順)**

**会場：G-NETしが
滋賀県立男女共同参画センター
大ホール**

昭和61年「滋賀県立婦人センター」から数え、今年、当センターは開設30周年を迎えます。

申込み：裏面申込用紙を当センターへ持参されるか、郵送、FAX、メールでお申し込みください。

国民的アニメ「サザエさん」のマスオさん役として30年以上、声と言葉で安心感を届けてくださっている増岡弘さん。家族にとっての幸福、人としてのあり方、愛のある子育て…。幸せ見つけの秘訣を聴かせてください。

★日程★
13:45～
【オープニングパフォーマンス】
ママアズガ SparkyJem
14:00～【開演】
滋賀県副知事 池永 肇恵
14:25～【増岡弘さん講演会】
16:00【閉会】

「つながろう！」
G-NETしがフェスタ2016
～ザンカクで楽しく社会の結びつき～
第1日：11/12(土)14～16時・講演会
第2日：11/13(日)10～15時・団体企画
講座・展示・体験・交流・物販、様々な企画でお待ちしています。お気軽にご参加ください！

☆問い合わせ・申込先
〒523-0891 近江八幡市磯部町80-4
滋賀県立男女共同参画センター
TEL：0748-37-3751
FAX：0748-37-5770
[Email] g-net@pref.shiga.lg.jp
[HP]「滋賀県立男女共同参画センター」で検索してください。

主催：滋賀県立男女共同参画センター



広報チラシ

会場の様子

③教職員さんかく講座

学校生活の中での性別役割分担意識に起因する問題やセクハラ、DV、児童虐待など子どもを取り巻く諸問題についての理解を深め、教育活動に資するために開催。

開催日時 参加者数	テーマ・講師等
8月18日(木) 9:30~16:00 15人(8人)	<p>【第1講】 「男女共同参画社会づくり副読本等の活用事例の研究」 説明：滋賀県女性活躍推進課職員 ・小学校、中学校、高等学校に配布されている副読本を使って得られた学習効果や活用方法についてその状況を聞く。</p> <p>【第2講】 「子どもの自尊感情育成と男女共同参画」 講師：金香百合さん（HEALホリスティック教育実践研究所所長） ・現在の子どもの置かれた生きづらき現状を把握したうえで、自尊感情を高める（自分を好きになる）ためにできること、そのための教師の役割を学ぶ。</p> <p>【第3講】 「デートDV（スクールセクハラ）を生み出す構造と予防啓発について」 講師：遠矢家永子さん（NPO法人SEAN副理事長・事務局長） ・子どもを被害者・加害者にさせないために必要な力、また、そのために大人が再確認するべくジェンダーの視点を学ぶ。</p>



④デートDV防止啓発セミナー

デートDVについての基礎知識や予防教育の必要性を理解し、デートDV被害者や加害者の相談を受け止め、支援につなげることでできる人材を育成する。

教職員さんかく講座 【第3講】に同じ

参加者数43人(11人)

⑤市町男女共同参画担当職員研修

男女共同参画社会づくりに向けて、重点課題となっている地域社会における実践活動の推進のため、市町の行政職員が男女共同参画に関する基礎知識を習得するとともに、地域の課題に柔軟に対応し、実践につながる効果的な施策の展開が必要になっている。市町の担当職員が相互に情報交換し、連携を深めながら、共によりよい施策展開が図れることを目的に開催。(全3回)

開催日時 参加者数	内 容	講 師
4月15日(水) 14:30~16:30 49人(31人)	【講義】「ワークライフバランスの推進に向けて」～担当者が理解しておくべき男女共同参画の意義～ ・ワークライフバランスの進め方 ・ワークライフバランスと男女共同参画の意義 ①女性活躍推進(育児支援と意識改革) ②働き方(長時間労働、働き甲斐のある職場)	中村 艶子さん (同志社大学准教授)
5月13日(金) 10:00~12:00 14人(5人)	【講義・ワークショップ】「ワークライフバランスの推進に向けて」～地域での支援政策を考える①～ ・子育てと職場/地域 ・キャリア形成と職場/地域	中村 艶子さん (同志社大学准教授)
5月13日(金) 13:00~16:00 14人(5人)	【講義・ワークショップ】「ワークライフバランスの推進に向けて」～地域での支援政策を考える②～ ・市町情報交流	中村 艶子さん (同志社大学准教授)

77人(41人)



講義



ワークショップ



ディスカッション



全体発表

⑥学生のためのハッピーキャリアカフェ

大学生等を対象に、固定的性別役割分担意識や制度、慣習などに左右されない働き方、生き方について考える機会を提供することを目的に開催。(会場：草津市立市民交流プラザ 大会議室)

開催日・参加者数	テーマ・内容	講師
11月26日(土) 34人(10人) 13:30～16:30	<p>【基調講演】「自分らしい生き方のために」 「静かな革命」(女性の役割の変化)やワーク ライフバランスなどについて</p> <p>【パネルディスカッション】 「働き甲斐とワークライフバランス」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアチャートの解説、質疑応答 ・キャリア形成について、気持ちの充実度をあげるための手立てなどの意見交流 	<p>講師：大沢眞知子さん (日本女子大学教授)</p> <p>パネリスト：先輩社会人2名 (関西アーバン銀行、株式会社イ シダ)</p> <p>助言者：大沢眞知子さん 進行：センター所員</p>



講義「自分らしい生き方のために」



学生との質疑応答



パネルディスカッション



意見交流

⑦しがWO・MANネット講座

しがWO・MANネット登録団体・グループが、それぞれの活動内容をいかした講座を企画運営するための支援をした。(5団体 11講座 会場は男女共同参画センター)

	講座名・テーマ	開催団体	開催日・参加者数
1	CAP滋賀設立20周年講演会 「心で感じる人権」 講師 森田 ゆりさん (エンパワメントセンター主宰)	CAP滋賀	9月10日 65人(8人)
2	「人づきあいを楽しにする心理学」(3回講座) 講師 井上 知子さん(臨床心理士)	お産&子育てを 支える会	11月18日 12月9日 12月16日 延92人(2人)
3	「暮らしを彩る講座」(2回講座) ・フラワーアレンジメント・ワークショップ 講師 増山いづみさん(ROSE+) ・初心者向け写真講座 講師 伊藤悠平さん(アドバンスクラフト)	ワークライフ・ デザイン部	8月21日 1月20日 延17人(3人)
4	「もうひと花!咲かせよう」(3回講座) ・眠っている筋力を目覚めさせよう ・正しいスクワットを覚えて筋力をつけよう ・ラダーを使って瞬発力とバランス力を養おう 講師 久保大志さん(ヴォーリズ)	NPO 男女共同参 画をすすめる会. I YOU 淡海	8月5日 8月17日 8月31日 延30人(3人)
5	「ほっこり はあと カフェ」(2回講座) ・私を見つけるワークカフェ 講師 斎藤 清香さん ・夢・やりたいことができる時間管理術 講師 野瀬 美奈子さん	Woman's Ship	9月7日 10月12日 延12人

216人(16人)



「人づきあいを楽しにする心理学」



「暮らしを彩る講座・初心者向け写真講座」

⑧学校支援メニュー

県内学校を対象に、男女共同参画社会づくりに向け学習する機会を提供した。(3回)

開催日	目的・内容	会場・対象	参加者数
5月24日	デートDVに関する認識を深め、よりよいパートナーシップについて考える	聖泉大学 「人権論」受講生	55人(44人)
1月26日	現代社会における男女の人権にかかわる問題について考える	近江八幡市立 八幡東中学校 2年生	206人(114人)
2月27日	現代社会における男女の人権にかかわる問題について考える	東近江市立 聖徳中学校 3年生	248人(135人)

509人(293人)

(2) 相談事業

① 相談室の運営

性別による差別的取り扱い、DVやセクシュアル・ハラスメント、その他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関しての相談、自立・生き方に関する問題、人間関係に関する問題等の相談に対して、自分で解決していくきっかけとなる総合相談、専門相談として臨床心理士によるDVカウンセリング(年間36回)、弁護士による法律相談(年間12回)を実施した。

<平成28年度相談内容別件数>

(総合相談) 相談件数 3,214 件

主訴内容	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
全相談件数	全体	3,214	100.0
	内男性数	282	
	不明	181	
自立・生き方の問題	全体	154	4.8
	内男性数	66	
夫婦関係	全体	463	14.4
	内男性数	69	
家族関係	全体	252	7.8
	内男性数	22	
地域職場等その他の人間関係	全体	184	5.7
	内男性数	12	
異性・性の問題	全体	54	1.7
	内男性数	32	
心の健康問題	全体	1305	40.6
	内男性数	22	
セクハラ・性暴力	全体	12	0.4
	内男性数	1	
金銭トラブルその他	全体	790	24.6
	内男性数	58	
うちDVが関わる相談	全体	461	14.3
	内男性数	90	

年齢	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
19歳以下	全体	2	0.1
	内男性数	0	
20歳代	全体	93	2.9
	内男性数	47	
30歳代	全体	611	19.0
	内男性数	42	
40歳代	全体	631	19.6
	内男性数	46	
50歳代	全体	1160	36.1
	内男性数	129	
60歳以上	全体	535	16.6
	内男性数	17	
年齢不詳	全体	182	5.7
	内男性数	1	
	不明	181	
計	女性	2,751	100.0
	男性	282	
	不明	181	

(DVカウンセリング) 相談件数 95 件

内容	件数		構成比 (%)
	全体	内男性数	
総件数	全体	95	100.0
	内男性数	0	
心理面のケア	全体	90	94.7
	内男性数	0	
法的な事から	全体	0	0.0
	内男性数	0	
子どもとの関わり	全体	5	5.3
	内男性数	0	
夫等との関わり	全体	0	0.0
	内男性数	0	
その他	全体	0	0.0
	内男性数	0	

(法律相談) 相談件数 26 件

区分	年度	件数	構成比 (%)
総件数	全体	26	100.0
	内男性数	0	
離婚問題	全体	21	80.8
	内男性数	0	
親権・養育費等問題	全体	5	19.2
	内男性数	0	
慰謝料・財産与等	全体	0	0.0
	内男性数	0	
セクハラ等問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
借金等問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
土地建物等財産問題	全体	0	0.0
	内男性数	0	
その他	全体	0	0.0
	内男性数	0	

◆男女共同参画相談の状況
【総合相談】

区分	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	構成比 (%)	対前年度 比(%)	
相談件数	全体	3,110	3,350	3,160	2,437	2,698	2,766	2,926	3,175	2,917	2,592	2,672	3,009	3,214	100.0	106.8	
	内男性数	279	306	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282			
方法	面接	全体	1,277	1,282	1,264	421	455	516	291	387	465	359	277	243	246	7.7	101.2
		内男性数	149	138	186	64	86	135	59	67	114	59	44	48	36		
	電話	全体	1,833	2,068	1,896	2,016	2,243	2,250	2,635	2,788	2,452	2,233	2,395	2,766	2,968	92.3	107.3
		内男性数	130	168	159	201	219	269	261	310	310	227	251	335	246		
		不明													181		
主訴内容	自立・生き方の問題	全体	473	538	563	118	75	98	57	97	175	205	194	172	154	4.8	89.5
		内男性数	28	57	99	14	16	23	2	29	35	21	16	44	66		
	夫婦関係	全体	853	933	837	611	808	945	624	708	731	615	507	533	463	14.4	86.9
		内男性数	133	96	98	87	160	209	95	115	149	103	94	112	69		
	家族関係	全体	639	648	591	347	293	313	272	316	308	284	235	272	252	7.8	92.6
		内男性数	40	49	41	19	29	32	37	27	41	29	29	48	22		
	地域職場等その他の人間関係	全体	150	138	182	139	166	143	103	176	168	119	163	238	184	5.7	77.3
		内男性数	14	11	15	24	16	23	12	16	26	10	18	20	12		
	異性・性の問題	全体	110	90	46	45	64	58	93	112	125	56	109	87	54	1.7	62.1
		内男性数	5	9	10	12	9	17	49	75	64	37	75	28	32		
	心の健康問題	全体	601	749	722	624	715	632	1451	1481	877	823	906	1101	1305	40.6	118.5
		内男性数	16	28	42	28	17	17	60	55	36	14	4	72	22		
	セクハラ・性暴力	全体	37	34	39	24	8	9	16	16	28	9	10	5	12	0.4	240.0
		内男性数	2	7	7	1	1	1	5	2	0	0	1	1	1		
金銭トラブルその他	全体	247	220	180	529	569	568	310	269	505	481	548	601	790	24.6	131.4	
	内男性数	41	49	33	82	57	82	60	58	73	66	58	58	58			
うちDVが関わる相談	全体	697	818	825	277	436	412	300	528	672	555	511	563	461	14.3	81.9	
	内男性数	89	83	56	27	82	91	39	77	59	76	81	143	90			
年齢	19歳以下	全体	184	123	36	0	4	3	51	64	10	3	1	1	2	0.1	200.0
		内男性数	10	5	8	0	0	0	49	60	2	1	1	0	0		
	20歳代	全体	354	422	495	427	384	322	515	568	223	145	152	110	93	2.9	84.5
		内男性数	9	25	52	15	42	37	52	49	64	39	58	60	47		
	30歳代	全体	1,437	1,537	1,282	718	777	523	926	835	874	656	660	593	611	19.0	103.0
		内男性数	138	140	122	68	82	67	51	91	125	94	53	69	42		
	40歳代	全体	640	751	605	496	462	714	523	876	749	527	578	556	631	19.6	113.5
		内男性数	71	64	63	86	50	89	51	83	110	55	95	56	46		
	50歳代	全体	346	334	514	392	499	646	606	567	708	973	1039	889	1160	36.1	130.5
		内男性数	31	30	46	30	43	110	68	63	81	62	64	171	129		
	60歳以上	全体	101	106	126	88	181	161	190	221	282	203	190	450	535	16.6	118.9
		内男性数	14	17	31	25	49	39	32	28	40	34	23	25	17		
	年齢不詳	全体	48	77	102	316	391	397	115	44	71	85	52	107	182	5.7	170.1
		内男性数	6	19	23	41	39	62	17	3	2	1	1	2	1		
不明														181			
性別	女性	2,831	3,045	2,815	2,172	2,393	2,362	2,606	2,798	2,493	2,306	2,377	2,706	2,751	85.6	101.7	
	男性	279	305	345	265	305	404	320	377	424	286	295	383	282	8.8	73.6	
	不明													181	5.6		

「男女共同参画相談室」総合相談の体制について

- 平成14～22年度 男女共同参画相談員3名体制で実施
- 平成23年度 男女共同参画相談員3名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成24年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名、配偶者暴力被害者支援等心理相談員1名体制で実施
- 平成25年度 男女共同参画心理相談員1名、男女共同参画相談員2名体制で実施
- 平成27年度～ 男女共同参画心理相談員3名体制で実施

【専門相談】

(DVカウンセリング)

種類	区分	年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	構成比(%)
DVカウンセリング・平成25年4月より開始	総件数	全体	72	89	80	95	100.0
		内男性数	0	0	0	0	
	心理面のケア	全体	43	44	61	90	94.7
		内男性数	0	0	0	0	
	法的な事から	全体	1	3	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	
	子どもとの関わり	全体	0	2	8	5	5.3
		内男性数	0	0	0	0	
	夫等との関わり	全体	15	28	11	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	
その他	全体	13	12	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0		
年齢別	19歳以下	全体	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	
	20歳代	全体	20	18	22	11	11.6
		内男性数	0	0	0	0	
	30歳代	全体	19	38	18	25	26.3
		内男性数	0	0	0	0	
	40歳代	全体	8	11	3	22	23.2
		内男性数	0	0	0	0	
	50歳代	全体	25	17	33	20	21.1
		内男性数	0	0	0	0	
	60歳以上	全体	0	5	4	17	17.9
		内男性数	0	0	0	0	
	不明	全体	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	

(法律相談)

種類	区分	年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	構成比(%)
法律相談・平成10年7月より開始	総件数	全体	46	41	37	39	34	35	43	44	51	30	22	23	26	100.0
		内男性数	3	4	3	5	6	6	2	6	9	3	2	1	0	
	離婚問題	全体	24	15	19	25	21	22	17	29	36	24	18	16	21	80.8
		内男性数	1	1	2	2	3	1	0	6	3	2	0	0	0	
	親権・養育費等問題	全体	4	8	1	6	6	5	5	5	6	1	0	0	5	19.2
		内男性数	1	1	0	2	3	1	1	2	0	0	0	0	0	
	慰謝料・財産分与等	全体	4	10	6	3	3	7	15	3	2	2	0	4	0	0.0
		内男性数	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	セクハラ等問題	全体	3	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	借金等問題	全体	4	2	0	2	0	0	1	1	1	2	1	0	0	0.0
		内男性数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	土地建物等財産問題	全体	0	2	5	2	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	
	その他	全体	7	4	4	1	3	1	1	5	3	1	3	3	0	0.0
		内男性数	1	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	1	0	
	19歳以下	全体	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.0
		内男性数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
20歳代	全体	7	7	6	8	4	8	1	7	4	1	1	2	1	3.8	
	内男性数	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0		
30歳代	全体	24	14	12	14	15	8	20	13	23	12	10	5	10	38.5	
	内男性数	2	1	0	1	3	3	1	2	1	2	1	1	0		
40歳代	全体	9	10	8	6	6	8	10	12	13	8	8	8	11	42.3	
	内男性数	1	1	1	0	1	1	1	0	4	0	1	0	0		
50歳代	全体	3	5	5	8	7	9	9	8	5	7	3	8	3	11.5	
	内男性数	1	1	0	0	2	2	0	1	1	1	0	0	0		
60歳以上	全体	3	5	5	3	2	2	3	3	6	2	0	0	1	3.8	
	内男性数	1	1	2	2	1	0	0	1	1	0	0	0	0		
不明	全体	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	内男性数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

当センター「男女共同参画相談室」においては、相談室開設以来専門相談として法律相談の他、下記の相談を実施していました。

- ※ 平成10年7月～平成18年度 精神科医による「こころと体の相談」実施
- ※ 平成11年度～平成19年度 臨床心理士による「家族問題カウンセリング」実施
- ※ 平成14年度～平成23年度 DV相談実施(平成22・23年度は、家族関係の問題の中にDV問題が潜んでいることが多いことから、「家族相談」に名称変更。)

◆「男女共同参画相談室」相談状況◆

1) 月別相談件数(電話相談・面接相談)

月平均約 268 件の相談が寄せられている。総合相談の合計は、3,214 件で、内 2,968 件の電話相談、246 件の面接相談を行った。男女別件数は、右記のとおりである。

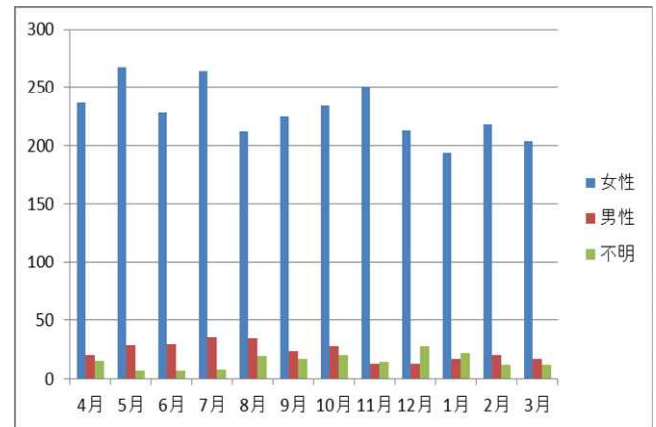
2) 内容別相談件数

相談内容としては、「心の健康に関する問題」が最も多く 1,305 件あり、次いで夫婦間の問題が 463 件となっている。

また、総合相談中でDVに関する相談者が 461 件と全体の 14.3%を占めている。またそのうちの 19.5%が男性からの相談である。

3) 専門相談

弁護士による法律相談は、26 件あり、「離婚に関する相談」が約 8 割を占めている。また、臨床心理士によるDVカウンセリングは 95 件となっている。



②相談ネットワーク

県機関および各市町の男女共同参画に関する相談機関および相談員による会議等を開催し、ネットワーク化を図った。男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関する相談への理解を深め、市町における男女共同参画の視点を持った相談員の育成や資質向上を図った。

◇市町DV対策担当・男女共同参画担当者会議

()は男性の数で内数

日 時：平成28年5月26日(木) 13:30~14:00

参加者：市町DV対策等担当者・男女共同参画担当者および相談員 36人(5人)

内 容：滋賀県のDV対策の現状と課題について等 子ども・青少年局 宮木主査

◇相談員スキルアップ講座

専門家による講義を通して、市町等における男女共同参画の視点を持った相談員の育成および資質向上を図り、相談室相互の連携および関連機関や専門機関との関わりを深めた。

(全4回 延べ131人(19人))

第1回 日 時：平成28年5月26日(木)

内 容：「DV家庭の支援について～面前DV被害の実態～」

講 師：藤木美奈子さん(一般社団法人WANA関西 代表理事)

参加者：市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 46人(7人)

第2回 日 時：平成28年7月7日(木)

内 容：「女性の人権と法律～被害者の心情に寄り添うとは～」

講 師：藪下貴幸さん(弁護士)

参加者：市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 27人(4人)

第3回 日 時：平成28年8月18日（木）

内 容：「デートDV（スクールセクハラ）を生み出す構造と予防啓発について」

講 師：遠矢家永子さん（NPO法人SEAN事務局長）

参加者：市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 24人（4人）

第4回 日 時：平成28年9月8日（木）

内 容：「シングル家庭の支援について～関係機関との連携～」

講 師：赤石 千衣子さん（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ 理事長）

参加者：市町等男女共同参画担当課職員および相談員等 34人（4人）

(3) 情報発信・調査研究

① 図書・資料室の活用

(1) 事業概要

男女共同参画社会づくりに関するさまざまな情報・図書資料の収集を行い、図書・資料室において提供するとともに情報を発信した。センターの利用者をはじめ大学や近隣の公立図書館を通じて、男女共同参画の推進に取り組む団体や研究者、市町の担当部門など幅広い層に向けて、専門図書室としての利用を呼びかけた。

また、講座等の参加者やセンターへの視察・見学者を対象に図書・資料室を案内する「ライブラリーツアー」、県内各大学等への関連書籍リストの配付など、男女共同参画の学習・研究支援や図書・資料室の利用拡大に向けた積極的なPRを行った。県内各市の男女共同参画センターへは図書をパック貸出するなど、センターへ訪れたことのない県民へもPRを行った。

利用状況	開室日数	297日	ライブラリーツアー回数	2回
	来室者数	10,508人	パック貸出	4回
	貸出人数	1,933人	28年度末蔵書数	61,982冊
	貸出冊数	7,491冊	出前ブック案内回数	10回

(2) 「図書・資料室だより」の発行

それぞれの時期に応じたテーマで、お勧めの図書資料や映像メディアを紹介する情報誌「図書・資料室だより」を毎月発行した。

発行月	テーマ	発行月	テーマ
4月	図書資料室貸出ベスト	10月	女性の視点から防災を考える本
5月	新着図書ほか	11月	女性に対する暴力をなくす運動
6月	仕事と生活の調和を考えてみよう！	12月	2016年各賞受賞・受賞者関連の書籍
7月	男にだってできる！	1月	2016年ベストリーダー
8月	琵琶湖を知る	2月	充実した生き方の「参考書」
9月	男女共同参画を絵本から考える	3月	好き！を仕事にした女性たち

(3) パック貸出

県内の男女共同参画センターに対しテーマに沿った図書をまとめて貸し出すなど積極的な利用促進を図った。米原市男女共同参画センターへ4回のパック貸出を行った。



米原市男女共同参画センター「G-NETしが出張図書コーナー」



「図書・資料室だより 平成28年6月号」

(4) 蔵書と利用状況

※()はビデオ購入等本数(外数)

年度\項目	購入等冊数	利用者数	貸出人数	貸出冊数	貸出券発行数
昭和61年度	4,545	3,365	貸出はS62年度より開始		
昭和62年度	3,912	12,369	516	887	H4年度より 図書管理 システム導入
昭和63年度	3,423	11,731	2,698	4,727	
平成元年度	3,102	17,085	2,785	4,845	
平成2年度	2,827	15,525	3,731	6,389	
平成3年度	4,149	28,486	5,476	9,453	
平成4年度	5,752	46,958	7,592	17,152	1,519
平成5年度	5,214 (35)	60,284	10,376	28,823	1,549
平成6年度	3,718 (32)	50,453	10,809	29,865	1,427
平成7年度	3,079 (14)	63,399	10,849	30,668	1,489
平成8年度	4,038 (20)	63,202	11,996	34,546	1,404
平成9年度	3,300 (4)	47,823	11,676	34,087	1,028
平成10年度	2,897 (31)	46,780	9,225	27,399	773
平成11年度	2,951 (30)	44,915	8,227	24,305	671
平成12年度	2,722 (15)	42,825	7,431	21,807	666
平成13年度	2,877 (62)	48,080	7,269	21,438	593
平成14年度	2,279 (36)	47,960	7,046	20,558	546
平成15年度	2,612 (46)	56,685	7,413	21,047	515
平成16年度	2,398 (48)	50,080	6,762	19,914	473
平成17年度	2,488 (52)	55,045	6,006	17,389	369
平成18年度	2,201 (26)	54,570	6,177	17,658	339
平成19年度	2,364 (19)	54,410	6,335	19,356	282
平成20年度	341 (15)	48,020	4,553	14,404	257
平成21年度	634 (6)	20,456	3,295	10,716	219
平成22年度	965 (12)	13,505	2,745	9,798	735
平成23年度	1,302 (44)	18,195	2,541	9,078	396
平成24年度	863 (3)	12,357	2,368	9,102	331
平成25年度	622 (16)	12,252	2,162	9,051	254
平成26年度	866 (4)	12,197	2,005	7,702	213
平成27年度	768 (5)	11,907	2,118	7,672	228
平成28年度	787 (2)	10,508	1,933	7,491	169

・平成28年度開室日数:297日

・平成28年度末蔵書数:61,982冊

・図書等の収集基本方針

男女共同参画社会の推進を図るため、その学習・研究に必要な情報(図書・行政資料・ミニコミ誌・ビデオ等)を収集する。

特に次に掲げる項目に重点をおいて収集する。

- ①男女共同参画に関する図書・資料
- ②女性問題、男性問題、ジェンダー(社会的性差)史に関する図書・資料
- ③滋賀の男女共同参画、女性に関する図書・資料
- ④女性団体や地域・グループ・企業など男女共同参画関係団体が発行する図書・資料
- ⑤女性労働・教育に関する図書・資料
- ⑥ジェンダーに係る人権、平和、開発、環境に関する図書・資料
- ⑦外国の女性に関する図書・資料(当面は翻訳本のみ)
- ⑧上記に関する幼児・児童・生徒用図書

②ホームページ・メールマガジン・G-NETメイツ

ホームページの運営

- アクセス数 37,654 件
- 随時更新



メールマガジン「きてみ～な」配信

- 毎月はじめ（月1回）に配信
- 28年度末 配信者数：386人

=====

1) 講座・交流イベントのご案内

=====

★ G-NETしが関係 ★

■ ■—— さんかく塾第1回講座 ——■ ■

「笑って考えるワーク・ライフ・バランス～男にできないことはない～」

「お笑いジェンダー論」でおなじみの東大教授・瀬地山角さんを講師に、ワーク・ライフ・バランスについて考える講座です。男女問わず多くの方の御参加をお待ちしております。

◇日時 6月4日(土) 14:00～16:30
 ◇定員 40人(先着順)
 ◇参加料 無料
 ◇託児 詳細は文末をご覧ください。
 ◇メールによる申込方法
 件名に「6月4日さんかく塾申込」、本文に「お名前、お住まい市町名、連絡先電話番号、託児の有無」を入力し、当センターへ送信してください。
 ⇒ g-net@pref.shiga.lg.jp

■ ■—— 「女性のためのbiz・チャレンジ相談」 ——■ ■

起業したい! 地域活動、NPO活動などを発展させて収益事業を展開したい! ビジネスをもっと広げたい! などの課題を抱えておられる方に専門の相談員がアドバイスや情報提供を行い、あなたのチャレンジをサポートします。
 * (公財) 滋賀県産業支援プラザ(滋賀県よろず支援拠点)が相談対応いたします。
 《相談希望日の10日前までに、電話あるいは窓口にてご予約ください》

◇相談日 5月 11日(水) 22日(日) 午前
 6月 8日(水) 26日(日) 午前
 ※チラシリンク先
<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/files/biz-challe28.pdf>
 ◇託児 予約と同時に申し込みください。詳しくは文末を御覧ください。

◇

G-NETメイツ情報配信

- G-NETメイツ登録者にセンター事業最新情報をピックアップしてメールで提供
- 随時配信
- 28年度末登録者数：221人

③情報誌『G-NET しが』の発行

◇ 年2回発行（2月・3月）

- ・ A4版(三つ折りにして)全6ページ
- ・ 発行部数：各号 6,000部
- ・ 送付先：特集テーマにより決定。(主な送付先：県内市町、保・幼・小・中・高・大学・専門学校等の教育機関、図書館、公民館などの公共施設、企業、商工関係団体等)
- ・ 内容については、男女共同参画の現代的な課題を特集テーマとして組み、センター事業や女性活躍推進課からの情報などを県民の皆さんの目線でわかりやすく掲載。

◇ 特集のテーマ、内容

VOL. 3 1

「センター開設 30 周年」

- ★センター開設 30 周年記念講演会
- ★G-NET しがフェスタ 2016
- ★さんかく塾レポート
- ★学生のためのハッピーキャリアカフェ
- ★しがWO・MANネット団体紹介

ほか



VOL. 3 2

「女性のチャレンジ支援事業」

- ★「8の日サロン」「8の日マルシェ」
- ★ビズ・チャレンジ相談
- ★チャレンジシンポジウム
- ★男女共同参画相談室より
- ★女性活躍推進課情報

ほか



(4) 交流・活動の支援

() は男性の数で内数

① G-NETしがフェスタ

県内の団体・グループ等が自主的に企画運営する交流事業を支援した。

開催日	内 容 等
11月12日(土) 11月13日(日)	<p>「G-NETしがフェスタ2016」</p> <p>※28年度はセンター開設30周年記念事業として2日間開催</p> <p>●メインテーマ：つながろう！～サンカクで 築く社会の 結びつき～</p> <p>第1日 ・オープニングパフォーマンス (ママチア滋賀スパーキージェム) 講演会「マスオさんの男女共同参画のすすめ」</p> <p>第2日 ・オープニング 開会挨拶：実行委員長 ジャグリングショー (滋賀大学ジャグノミクス)</p> <p>・企画 (セミナー、研修、体験、発表、展示、バザー等 37企画)</p> <p>・クロージング 閉会挨拶：所長・フェスタ実行委員会 江州音頭 (子ども江州音頭塾)</p>

参加者数 延 4,507人 (1,100人)



フェスタ開催チラシ



展示企画



セミナー企画



クロージング

②5センター連携事業「びわ湖一周さんかくセンターめぐり」

地域住民への男女共同参画の意識啓発を図るため、男女共同参画週間の時期に合わせ、県と県内4市の男女共同参画センターが連携して啓発事業を開催した。(県内5会場)

会場	開催日	事業・参加者数
大津市男女共同参画センター	6/16 (木) ～29 (水)	図書展示「さんかくブックフェア」 集計なし
彦根市男女共同参画センター ウィズ	6/18 (土)	講演「ヴォーリズを支えた女性たち」 71人 (11人)
高島市働く女性の家 ゆめばれっと高島	7/23 (土)	映画上映「かみさまとのやくそく」 59人 (7人)
米原市男女共同参画センター	6/25 (土)	講演「認め合う女と男のパートナーフォーラム」 68人 (46人)
県立男女共同参画センター G-NETしが	6/24 (金)	映画上映「天使のくれた時間」 33人 (10人)

総参加者数 231人 (74人)

びわ湖一周 One lap of Lake Biwa
さんかくセンターめぐり
The tour of Gender equality Centers
大津、高島、米原、彦根、近江八幡、
それぞれのセンターで「自分らしい生きかた」
について考えましょう。

男女共同参画週間に合わせ、
県内の5センターが、
様々な事業を行います。
お気軽にお越しください。

高島市働く女性の家
「ゆめばれっと高島」
7月23日(土) 13:30-16:00
映画上映会「かみさまとのやくそく」
～池内配役を飾る子どもたちへ～
(2019年、2020年、2021年、2022年)
在籍人材育成の他、映画による子どもたちの心のケアを推進しているセンター他高島。

大津市男女共同参画センター
「びわ湖一周さんかく」
さんかくブックフェア開催
6月16日(木)～6月29日(水)
(6月16日～17日)
催しに合わせ、大津市が実施する様々な
イベントの開催に関する案内を掲載します。

米原市男女共同参画センター
(米原市人権社会センター内)
6月25日(土) 13:30-16:00
「認め合う 女と男のパートナーフォーラム」
～男女共同参画の視点で考える 関係性のおおきさへ～
講師：斎藤真知子 (2020年、2021年)

彦根市男女共同参画センター「ウィズ」
6月18日(土)
公開講演会 10:00-12:00
「ヴォーリズを支えた女性たち」
～第一級建築士と建築、公営住宅へ～
講師：池田 信典さん
(2020年、2021年、2022年、2023年)
★彦根市立市民会館

近江県立男女共同参画センター
「G-NETしが」(近江八幡市)
6月24日(金) 13:30-15:45
映画上映会「天使のくれた時間」
(2000年、2001年、2002年)
～豊たけ、成功を掴んだ勇に輝いた世代の経験へ～
★近江県立市民会館 (近江八幡)

※事業への申込方法・料金が有無など、各事例に関するお問い合わせは、各センターまでお願いします。(敬啓事項)

平成28年度男女共同参画週間キャッチフレーズ 意識をカイカク。男女でシンカク。社会をヘンカク。
(6月23日～29日)

出展： 近江県立男女共同参画センター「G-NETしが」、大津市男女共同参画センター、彦根市男女共同参画センター「ウィズ」、
高島市働く女性の家「ゆめばれっと高島」、米原市男女共同参画センター 事務局：近江県立男女共同参画センター

広報チラシ

③G-NETしが推進員、しがWO・MANネット登録団体会議及び研修会

登録団体・グループが情報交換を行い、団体相互の連携や自主的な活動の推進を図る場を設けるとともに、推進員のスキルアップのための自主的な学習機会を持つ支援をした。(全2回)

	開催日・参加者数	内 容 等
第1回	4月22日(土) 28人(3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度の施策および活動内容について <ul style="list-style-type: none"> ・県立男女共同参画センター、県女性活躍推進課および生涯学習課の事業概要 ●「しがWO・MANネット」について <ul style="list-style-type: none"> ・登録方法、施設利用について ・しがWO・MANネット講座について ・「G-NETしがフェスタ2016」について ●情報交流
第2回	3月19日(日) 32人(6人)	<ul style="list-style-type: none"> ●会議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度活動報告 “G-NETしが推進員” “しがWO・MANネット” ・平成29年度の活動について ●研修「ジェンダーコロキウム」(滋賀県立大学京楽ゼミ卒論発表会) <ul style="list-style-type: none"> 講師 京楽真帆子さん(滋賀県立大学教授)

延60人(9人)

④共催・協働事業

様々な団体や自治体との共催・協働により事業を実施することにより、多様な視点から男女共同参画についてアプローチすることができ、幅広い層に意識の浸透を図ることができた。(4回)

(しがWO・MANネット講座を除く)

開催日	開催団体	事業内容	実施事業名・参加者数
10月13日(木) ～12月1日(木)	(一社)滋賀県 中小企業診断士協会	共催	滋賀県女性創業スクール(全8回) 104人
11月26日(土)	近江八幡市	共催	男女共同参画市民のつどい 354人(123人)
3月12日(日)	マザーウテラス	共催	滋賀女子50人男子50人の集い 93人(34人)
3月19日(日)	滋賀県立大学京楽ゼミ	共催	ジェンダーコロキウム2017 32人(6人)

551人(163人)

⑤視察見学団体等との交流

他府県等から視察見学に来館した団体との意見交換により資質の向上を図った。(3回)

開催日	訪問団体および関係者数	内 容
8月10日(水)	奈良県 2人(1人)	男女共同参画センター事例調査
8月18日(木)	長浜市 3人(1人)	公共施設予約システム調査
9月3日(土)	岐阜県大垣市 4人(3人)	男女共同参画センター事例調査

9人(5人)

(5) 女性のチャレンジ支援

() は男性の数で内数

事業名	対象・参加者	実施期日	内容
① 女性のチャレンジシンポジウム	チャレンジしたい女性、関心のある県民等 28人 (1)	10月15日	起業などに向けてチャレンジしたいと意欲をもつ女性が、先輩起業家の体験談やアドバイスを聞き、ライフステージが変わっても、切れ目なく思いを持ち続けられるよう、また、自らのスキルアップをはかるために開催。
② 女性のチャレンジ「8の日サロン・8の日マルシェ」	チャレンジしたい女性等 延 227人	6月18日 ～ 3月8日	「既に起業しているが思いどおりにいかない」「さらにステップアップしたい」「夢を実現させたい」などと思っている女性に対し、情報交換や仲間づくり、起業のノウハウ習得のチャンスを提供。(サロン10回、マルシェ3回)
③ 女性のためのビズ・チャレンジ相談	チャレンジしたい女性 相談延 41件	通年	チャレンジをしようとする女性に対し、活動段階に応じた必要な情報を提供するとともに、具体的行動に移すためのアドバイスや専門機関への橋渡しなど、滋賀県よろず支援拠点の相談員が個別相談を実施。
④ 女性のチャレンジ支援関係機関情報交換会	チャレンジ支援関係機関 26人	1月25日	女性のチャレンジを支援する各主体の取組をお互いに知り、連携させることにより支援を充実させるため情報交換の場を提供。
⑤ G-NET カフェ 女性のチャレンジ大集合	チャレンジしたい女性等 30人	3月25日	様々な主体の支援関係取組に参加した女性や、これからチャレンジしたい女性に、「交流と情報交換」「専門家の助言によるフォローアップ」「ネットワークづくりの機会提供」を目指して開催。(登録団体 SWAN と共催)

①チャレンジシンポジウム

先輩起業家の体験談やアドバイスから、起業にむけてチャレンジしたいと意欲を持つ女性が、ライフステージが変わっても切れ目なく思いを持ち続けたり、自らのスキルアップを図るために開催した。

【日程・内容】

テーマ：「夢をカタチに 私のチャレンジ」

日時：平成28年10月15日（土） 13:00～16:00

内容：全体司会 山下弓さん（キャリアカウンセラー ライフプランニングDUO 代表）

基調講演 田中 裕子さん（株夢工房代表取締役）

事例発表 藤岡いづみさん（県内在住 野菜ソムリエ「Vegemate」代表）

提中知子さん（県内在住「食と養生のサロン つむぎ」主宰）

情報交換会 コーディネーター 西山彰子（an fun 代表）

起業支援相談 滋賀県産業支援プラザ（山本照美課長）

滋賀県商工会連合会（小林正幸主幹）

出店ブース見学

【参加人数】 合計 28人（1人）

女性のチャレンジシンポジウム

あなたのチャレンジ応援します！

2016年
10/15(土)
13:00～16:00
会場 12:50～

先輩起業家からアドバイスを
受けるチャンス！
情報交換会や出店ブースなど
起業に関するさまざまな情報
を得られます。

テーマ：夢をカタチに 私のチャレンジ

13:15～14:15 基調講演
14:15～14:50 事例発表
15:00～15:30 情報交換会
15:30～16:00 起業支援相談・出店ブース見学

会場
滋賀県立男女共同参画センター 大ホール
〒523-0691 近江八幡市藤原町80-4
（JR近江八幡駅西口徒歩10分 9550m）

参加対象者及び定員
起業やコミュニティビジネス等をしている女性、これからしたいと
考えている女性、女性の活動を支援する関係機関、一般市民等
60名

問合せ・申込み
滋賀県立男女共同参画センター
TEL.0748-37-3751 FAX.0748-37-5770
E-mail g-net@pref.shiga.lg.jp

チラシデザイン：木村泰江さん

（大津市在住 / 『ふわりでざいんわーくす』）

基調講演および事例発表



情報交換会



出店ブース

②女性のチャレンジ「8の日サロン・8の日マルシェ」

「既に起業をしているが、思いどおりにいかない」「さらにステップアップしたい!」「私も出店してみたい!」などと思っている女性に、情報交換や仲間づくり、起業のノウハウ習得のチャンスを提供した。

	サロンテーマ	日時	講師	受講者数
				プチマルシェ 出店舗数
1	夢を実現する心の整理術	6月18日(土)	片山あづささん (Woman's Ship 代表)	15人 3店舗
2	時間管理の Know-how	7月8日(金)	野瀬美奈子さん (Woman's Ship)	18人 なし
3	出店までのあれこれ	8月9日(火)	北野麻紀子さん (Woman's Ship)	19人 1店舗
4	Webによる集客のための工夫	9月28日(水)	斎藤清香さん (Woman's Ship)	35人 3店舗
5	自分力の活かしかた	10月8日(土)	田中晶子さん (シニア産業カウンセラー)	15人 4店舗
6	How To 接客	11月8日(火)	服部千草さん (Woman's Ship)	21人 8店舗
7	PR活動はこのように!!	12月8日(木)	山田真由子さん (キャリアモチベーター)	27人 9店舗
8	起業してみたいあなたへ	1月18日(水)	西山彰子さん (an fun 代表)	24人 9店舗
9	キャリアデザインで輝くわたしへ	2月28日(火)	矢倉由美子さん (キャリアカウンセラー)	14人 7店舗
10	夢を叶え続ける Point “仲間づくり”	3月8日(水)	片山あづささん (Woman's Ship 代表)	14人 8店舗

サロン 202人 マルシェ 25人(店舗)



7月28日(木) マルシェの様子

7月28日(木) マルシェ	6人(店舗)
8月28日(日) マルシェ	6人(店舗)
2月8日(水) マルシェ	13人(店舗)

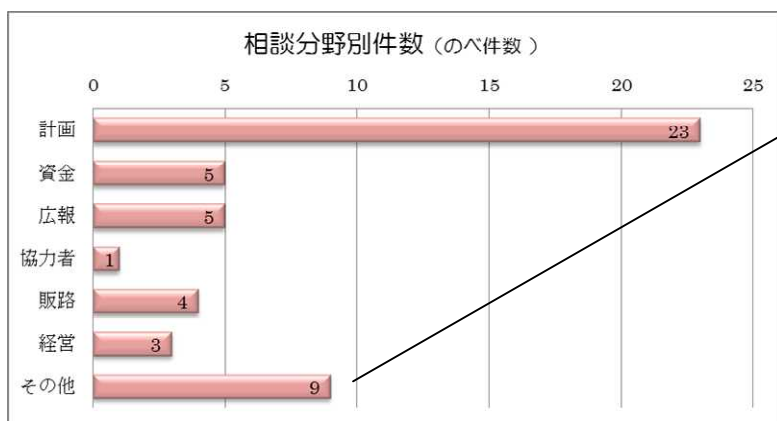


9月28日(水) サロンの様子

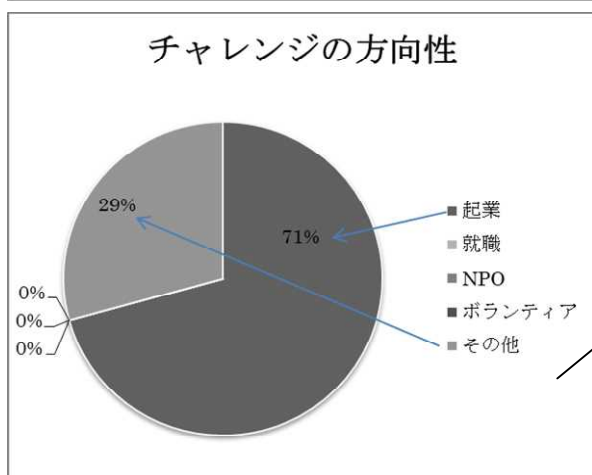
③女性のためのビズ・チャレンジ相談

「起業したい!」「地域活動・NPO活動などを発展させて収益事業を展開したい!」「ビジネスをもっと広げたい!」などとチャレンジする女性をサポートするための個別相談を実施。相談は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（滋賀県よろず支援拠点）が対応。（要予約）

- 相談日 各月第2水曜日と第4日曜日を基本に年間24回の実施
- 相談時間 9時～、10時～、11時～の3枠
- 予約電話 0748-37-3751
- 相談延べ件数：41件



PR
 届け出等
 ビジョン
 会計
 税務等
 8の日マルシェ出店
 ライフプランニング



任意団体
 新規事業
 経営拡大
 売り上げ拡大
 事業継続 等

6	1	2	2	1	2	2	7	10	3	4	1
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
大	草	守	野	栗	湖	甲	近	東	彦	長	日
津	津	山	洲	東	南	賀	江	近	根	浜	野
市	市	市	市	市	市	市	八	江	根	市	町
							幡	市	市		
							市	市	市	市	

相談の様子



【相談者の内訳】

41	0	0	20	12	5	0	4
件	件	件	件	件	件	件	件
↑	10	20	30	40	50	60	不明
合計	代	代	代	代	代	代	

④女性のチャレンジ支援関係機関情報交換会

県内で、女性のチャレンジを支援する様々な団体が一堂に会してその取組の情報共有や、施策連携を行うための情報交換会を開催した。

【日程・内容】

日時：平成29年1月25日（水） 13：30～15：45

内容：女性のチャレンジ支援関連事業調査結果について
県立男女共同参画センターの支援関連事業について
話題提供 「チャレンジ支援の現場から」

・「プラザの創業事業の取組について」
滋賀県産業支援プラザ 創業支援課長 山本 照美 さん

・「女性創業支援事例の報告」
甲賀市商工会 主任 福井 瞳 さん

意見交換会

参加者：市町担当課、市町商工会、県商工会連合会、県中小企業診断士協会、県女性活躍推進課、県立男女共同参画センター

【参加人数】 合計 28人（1人）

⑤G-NET カフェ 女性のチャレンジ大集合

県内で、女性のチャレンジを支援する様々な団体の取組参加した女性やこれからチャレンジしようとする女性のステップアップのため、「交流・情報交換」「専門家の助言によるフォローアップ」「ネットワークづくり」の機会を提供した。

また、男女共同参画の視点をあらゆる分野に浸透させるため、各種団体と連携して必要な人に必要な情報を橋渡しする「G-NET カフェ」として、当センターの登録団体「女性の活躍を応援するネットワーク団体 SWAN」と共催で開催した。

【日程・内容】

日時：平成29年3月25日（土） 13：30～16：00

内容：「女性のチャレンジ大集合」

自己紹介

意見交換～みんなでパネルディスカッション

交流と相談

コーディネーター

（有）アイ・キャリアサポート代表取締役社長 黄瀬 紀美子さん

アドバイザー

滋賀県産業支援プラザ 創業支援課長 山本 照美 さん

甲賀市商工会 主任 福井 瞳 さん

【参加人数】 合計 30人

(6) その他

① G-NETシネマ

図書・資料室の所蔵ビデオの中から、ジェンダーの視点に立った作品を上映。(年間6回実施)

(開催実績)

開催日	上映映画タイトル	参加者数(人)		
		男性	女性	計
4月29日(金)	グッモーエビアン!	6	16	22
6月24日(金)	天使のくれた時間	10	23	33
8月26日(金)	瞳のなかの少年 15少年漂流記	8	18	26
10月28日(金)	アイ・ラブ・フレンズ	9	28	37
12月23日(金)	パパは雪だるま	3	20	23
2月24日(金)	ペイ・フォワード	9	25	34
計	6回	45	130	175

(開催概要)

事業ボランティアの分かり易い解説により、男女共同参画を考えるきっかけとなるよう企画した。親子や夫婦での参加もあり、家族に共通の話題提供ができた。

G-NETシネマ

2016年度

4月29日(金) 13:30~

グッモーエビアン!

2013年/日本/106分/監督: 山本浩
出演: 大泉洋、藤原久美子
演者二人暮らしをしている元JFKロックー叩のシングルマザー、アキと母を支える11歳の中学生イサミ。そんな、2年間の海外での放浪生活を過ごした通称「放浪のキッズ」が帰国して来た。家族の現状、学校生活がどうなっているか...、新しい家族メンバーの誕生!

6月24日(金) 13:30~

天使のくれた時間

2000年/アメリカ/125分/監督: 大澤隆夫
監督: フリート・ウイナー/出演: エロス・ライク
成功を収めた、誰もが羨む人生を送りながらだが、ある日、不思議な青年によって「もう一つの人生」に誘われる。それは13年前に恋人の死に絶望し、セーラムで生活する13歳の子どもを養っているファミリーマザーとしての人生だった。そして、成功を収めた男にかけた奇蹟の結核。

8月26日(金) 13:30~

瞳のなかの少年~15少年漂流記

1987年/日本/アニメ/88分/監督: 黒田昌典
原作: シュール・ワレル
子アマンの学校の15人の子どもたちは、悪徳を伴ったサレテに押し込まれた。彼らの外見に気づかれないように、悪徳もあからさまに悪徳も伴った15人の少年たち。15人の長い悪徳が始まる...

10月28日(金) 13:30~

アイ・ラブ・フレンズ

2001年/日本/113分/監督: 大澤隆夫
出演: 宮田真実子
美しい古都・京都を舞台に、妻子と娘の三人で暮らす大を亡くしたろう者のカメヤマ・美樹と、子供を交通現場で死なせてしまい、墓の奪取に悩まされている青年・秋田との心の交感を綴った感動作品。

12月23日(金) 13:30~

パパは雪だるま

1998年/アメリカ/映画/101分/監督: トロイ・エコー
出演: マイケル・キートン
人気バンドの歌手をしているパパ、たれにも大切なお母さんと小さな息子のチャリーを残して、どうにも離婚して...、ところが、一年後、"雪だるま"に生かされたパパ! そして、二人だけの新しい大冒険が始まります!

2017年2月24日(金) 13:30~

ペイ・フォワード

2000年/アメリカ/映画/124分/監督: エド・ゼー
出演: ハーレイ・エドワーズ、カレン・ペイ
11歳の少年ハリーが「世界を変える」ために海を渡りアイデア、それは、他人からも受け取らないままに思っている人への贈り物「ペイ・フォワード」、そして、このアイデアが成功し、心に憧れを抱いた大人たちの心を決めていく...

毎回参加無料 & 申込不要!!

- ◆場 所: 近江八幡市鹿野町80-4
近畿県立男女共同参画センター
G-NETシネマ 視聴室 【定員: 80名】
- ◆料 金: 無料 (対象: 6か月~就学前、定員まで)
→ 1週間前までに申し込みください。
→ 開演15分前にて到着を希望する方は、事前にご連絡ください。
- ◆その他: 10名以上の団体利用は事前にご連絡ください。
- ◆お問い合わせ先: 電話: 0748-37-3751

〒517-0804 近江八幡市鹿野町80-4

②託児室の運営

センターが主催・共催する様々な講座や相談事業に、子育て中の女性が安心して参加できるよう、センター内において、保育士を含む専門のスタッフによる無料託児サービスを提供した。

マザーズジョブステーションの利用者に対しては、予約無しでいつでも利用できる託児サービスを提供し、相談やセミナーを活用しやすくして利用拡大を図った。

◆託児事業の概要

- 託児対象
- ①M J Sの相談あるいはセミナー等の利用者
 - ②センターが主催または共催する講座やセミナー等の事業参加者
 - ③男女共同参画相談室や女性のためのチャレンジ相談を利用する相談者
 - ④ 図書・資料室等のボランティア従事者等、センターが託児を必要と認めるもの

①～④のいずれかの該当者より申込みのあった生後6か月から小学校就学前の健康な乳幼児

託児利用方法：センターの各事業窓口・担当者を通じて申し込む。利用料は無料で、各事業の参加時間中のみ利用可能。

◆託児数実績

(単位：人)

	MJS 相談等	MJS 講座	研修 講座	参画 相談	チャレンジ 相談	G-NET シネマ	ボラン ティア	共催・ その他	計
上半期	331	126	16	8	3	0	0	3	487
下半期	371	63	70	19	3	11	0	60	597
年間計	702	189	86	27	6	11	0	63	1,084

※M J S相談等には、就職面接による託児を含む。

◆託児ルーム企画講座

()は男性の数で数内

開催日	テーマ	参加者数
7月23日	親子で楽しむおはなし会	12人 (2人)
8月26日	マジック&ジャグリングショーとつくってあそぼう！バルーンアート	20人 (4人)

③ ボランティアの活動

図書ボランティア 延べ7日 延べ7人

(図書・資料の整理等)

2. 施設利用状況

(1) 月別利用者数

	主催事業参加者 (人)	貸館事業参加者 (人)	図書資料室利用者 (人)	視察見学者 (人)	託児室利用者数 (主催事業) (人)	男女共同参画面接 相談者数 (人)	マザーズジョブ セッション利用者数 (人)	合計 (人)	開所日数 (日)	平均1日当たり 利用者 (人)	中学生以下の利用者 (内数) (人)
4月	158	5,221	720	0	98	19	237	6,453	24	269	180
5月	197	3,335	774	0	142	32	321	4,801	25	192	265
6月	225	7,173	846	0	150	30	342	8,766	26	337	612
7月	309	6,718	1,146	0	152	46	287	8,658	27	321	829
8月	595	4,241	988	8	135	44	237	6,248	25	250	367
9月	531	4,330	957	6	198	29	309	6,360	25	254	339
10月	446	5,872	890	0	193	35	288	7,724	25	309	543
11月	5,386	7,773	876	0	170	26	208	14,439	24	602	1,178
12月	546	4,984	685	0	144	25	214	6,598	22	300	550
1月	506	3,499	682	0	142	31	248	5,108	23	222	259
2月	1,053	5,046	915	0	162	24	281	7,481	24	312	531
3月	351	4,620	1,029	0	174	26	318	6,518	27	241	554
H28年度 計(A)	10,303	62,812	10,508	14	1,860	367	3,290	89,154	297	300	6,207
H27年度 計(B)	13,627	72,509	11,907	29	2,169	346	3,313	103,900	302	344	8,695
対前 年比 (A÷B)	75.6%	86.6%	88.3%	48.3%	85.8%	106.1%	99.3%	85.8%	98.3%	87.3%	71.4%

(2) 部屋別利用者数

※上段・・・女性利用者 下段・・・男性利用者 児・・・中学生以下の利用者 ()書き・・・内数表示

区分 名称	平成27年度			平成28年度			平成28年度 利用者数の 対前年比	平成28年度 利用日数	平成28年度 利用率 $\frac{\text{利用日数}}{\text{開所日数}}$
	主催事業	一般利用	小 計	主催事業	一般利用	小 計			
大ホール	3,360	17,008	児 (2,948)	3,774	16,285	児 (1,725)	93.4%	173	58.2%
	1,177	17,233	38,778	1,438	14,703	36,200			
研修室A	231	4,513	児 (386)	355	3,761	児 (205)	89.9%	249	83.8%
	78	3,896	8,718	102	3,618	7,836			
研修室B	41	2,372	児 (132)	34	2,021	児 (114)	81.3%	248	83.5%
	17	2,752	5,182	4	2,156	4,215			
研修室C	53	3,430	児 (140)	46	3,048	児 (117)	89.4%	249	83.8%
	18	1,865	5,366	17	1,685	4,796			
特別会議室	76	446	児 (22)	41	120	児 (31)	50.4%	51	17.2%
	37	564	1,123	21	384	566			
調理実習室	42	468	児 (86)	16	306	児 (23)	82.0%	35	11.8%
	0	223	733	0	279	601			
視聴覚室	478	3,593	児 (381)	471	3,052	児 (270)	83.2%	167	56.2%
	158	5,968	10,197	124	4,837	8,484			
トレーニングルーム	52	4,206	児 (513)	98	3,882	児 (620)	92.5%	228	76.8%
	9	624	4,891	29	516	4,525			
茶 亭		15	児 ()			児 ()	0.0%	0	0.0%
		2	17			0			
テニスコート		62	児 (39)		81	児 (45)	91.3%	37	12.5%
		156	218		118	199			
団体交流室	32	1,402	児 (92)	42	1,238	児 (116)	91.9%	117	39.4%
	34	124	1,592	39	144	1,463			
幼 児 室	1,433		児 (1,352)	1,304		児 (1,067)	85.8%	297	100.0%
	736		2,169	556		1,860			
展示ギャラリー	749	850	児 (121)	95	455	児 (33)	25.9%	13	4.4%
	383	737	2,719	30	123	703			
図書・資料室	7,458		児 (2,429)	6,611		児 (1,825)	88.3%	297	100.0%
	4,449		11,907	3,897		10,508			
視 察 見 学	21		児	6		児	48.3%	2	—
	8		29	8		14			
男女共同参画相談室	297		児	331		児	106.1%	297	100.0%
	49		346	36		367			
合 計	14,323	38,365	児 (8,641)	13,224	34,249	児 (6,191)	87.6%	297	—
	7,153	34,144	93,985	6,301	28,563	82,337			
開所日数	1日平均	302日	311人/日	297日	277人/日				—

各年度、次の各事業等参加人数は「主催事業」の「合計」欄には含まれていません。

平成27年度 MJS利用者(3,313人)、出前講座・授業(3,355人)、ボランティア(11人)、ランチスペース(2,191人)、講習室利用者(995人)

平成28年度 MJS利用者(3,290人)、学校支援メニュー(509人)チャレンジ相談(75人)、ボランティア(7人)、ランチスペース(2,171人)、講習室利用者(786人)

3. 利用者数の推移

	主催事業 参加者	貸館事業 参加者	図書資料室 利用者	視察見学者	託児室 利用者数	男女共同 参画面接 相談者数	マザーズジョブ ステーション 利用者数	合 計	開 館 日	1日あたり 平均利用者	中学生以下の 利用者(内数)
S61年度(12月～3月)	1,177人	17,455人	3,365人	1,881人				23,878人	94日	254人	-
S62年度	6,098人	65,635人	12,369人	4,105人				88,207人	303日	291人	4,876人
S63年度	5,161人	64,876人	11,731人	1,401人				83,169人	297日	280人	4,678人
H 元年度	4,519人	63,854人	17,085人	1,320人				86,778人	303日	289人	6,019人
H 2年度	5,566人	71,232人	15,525人	1,147人				93,470人	302日	310人	4,604人
H 3年度	7,644人	77,132人	28,486人	723人				113,985人	302日	377人	7,055人
H 4年度	6,630人	68,622人	46,958人	410人				122,620人	300日	409人	11,761人
H 5年度	18,413人	74,072人	60,284人	556人				153,325人	298日	515人	14,691人
H 6年度	19,059人	76,348人	50,453人	202人				146,062人	298日	490人	11,509人
H 7年度	18,173人	67,191人	63,399人	298人				149,061人	302日	494人	12,802人
H 8年度	22,526人	69,864人	63,202人	255人				155,847人	303日	514人	10,954人
H 9年度	12,708人	64,437人	47,823人	332人				125,300人	300日	418人	10,012人
H10年度	11,239人	67,664人	46,780人	110人				125,793人	300日	419人	5,966人
H11年度	8,837人	59,536人	44,915人	273人				113,561人	299日	380人	7,558人
H12年度	8,645人	67,148人	42,825人	132人				118,750人	303日	391人	6,790人
H13年度	11,794人	69,316人	48,080人	112人				129,302人	305日	424人	7,848人
H14年度	8,894人	66,207人	47,960人	132人				123,193人	303日	407人	8,052人
H15年度	9,225人	76,884人	56,685人	248人				143,042人	301日	475人	8,958人
H16年度	11,393人	66,114人	50,080人	283人				127,870人	298日	429人	7,669人
H17年度	12,492人	75,296人	55,045人	37人				142,870人	297日	481人	8,533人
H18年度	12,529人	73,475人	54,570人	85人				140,659人	298日	472人	8,726人
H19年度	11,273人	72,986人	54,410人	142人	1,052人	532人		140,395人	302日	465人	9,297人
H20年度	10,055人	74,078人	48,020人	107人	530人	482人		133,272人	299日	446人	7,825人
H21年度	13,553人	66,422人	20,456人	35人	341人	516人		101,323人	301日	337人	4,553人
H22年度	16,029人	77,368人	13,505人	128人	614人	291人		107,935人	298日	362人	6,909人
H23年度	20,245人	72,934人	18,195人	40人	1,762人	472人	965人	114,613人	298日	385人	7,556人
H24年度	19,449人	68,709人	12,357人	69人	2,997人	516人	3,047人	107,144人	302日	355人	8,672人
H25年度	15,784人	72,250人	12,252人	67人	2,824人	461人	2,987人	106,625人	301日	354人	9,504人
H26年度	13,135人	76,311人	12,197人	79人	2,699人	388人	3,314人	108,123人	300日	360人	8,551人
H27年度	13,627人	72,509人	11,907人	29人	2,169人	346人	3,313人	103,900人	302日	344人	8,695人
H28年度	10,303人	62,812人	10,508人	14人	1,860人	367人	3,290人	89,154人	297日	300人	6,207人
合 計	366,175人	2,118,737人	1,081,427人	14,752人	16,848人	4,371人	16,916人	3,619,226人	9,106日	397人	246,830人

※相談事業(面接)、託児事業については、平成19年度分より計上。マザーズジョブステーションは、平成23年度開設。

VI. 施設・設備

1. 本館

名 称	面積 (㎡)	概要
(1 階)	3,096	
大 ホール (多目的ホール)	579	ステージ付、電動移動椅子468席、補助椅子32脚 定員500名 ホールの大きさ (21m×16m) 音響装置、照明装置、映画装置、スライド装置 CD、ビデオ装置、ピアノ、金屏風 他
団体グループ等交流室	65	長机20台、パイプ椅子60脚
調理実習室	79	調理台7台 (内1台は講師用) 丸椅子36脚
トレーニングルーム	101	1面鏡張り〔更衣室 (ロッカー30個)、授乳室併設〕
図書・資料室 (含 書 庫)	585	デスク4台、テーブル4台、椅子席14席、長椅子5台 ビデオブース、絵本児童書コーナー
マザーズジョブステーション		マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター ハローワークマザーズコーナー
視 聴 覚 室	145	定員100名 音響装置、映画装置、カラー教材提示装置 スライド装置、CD、ビデオ装置
展 示 ギ ャ ラ リ ー (含 用 具 庫)	75	移動式大型パネル5枚 照明装置、展示用器材
相 談 室	44	理事員室、旧B室、旧C室
談 話 サ ロ ン	107	ソファ椅子35席、テーブル6台 参画情報コーナー掲示パネル等設置
コインロッカールーム	13	1箇所 (ロッカー105個)
ラ ン チ ス ペ ース	158	席数40席
団 体 事 務 室	36	
静 養 室	8	ベッド1台
幼 児 室	50	幼児用便所、乳幼児用ベット1台、玩具、砂場付
託 児 準 備 室	26	
所 長 室	19	
事 務 室	60	男女共同参画センター

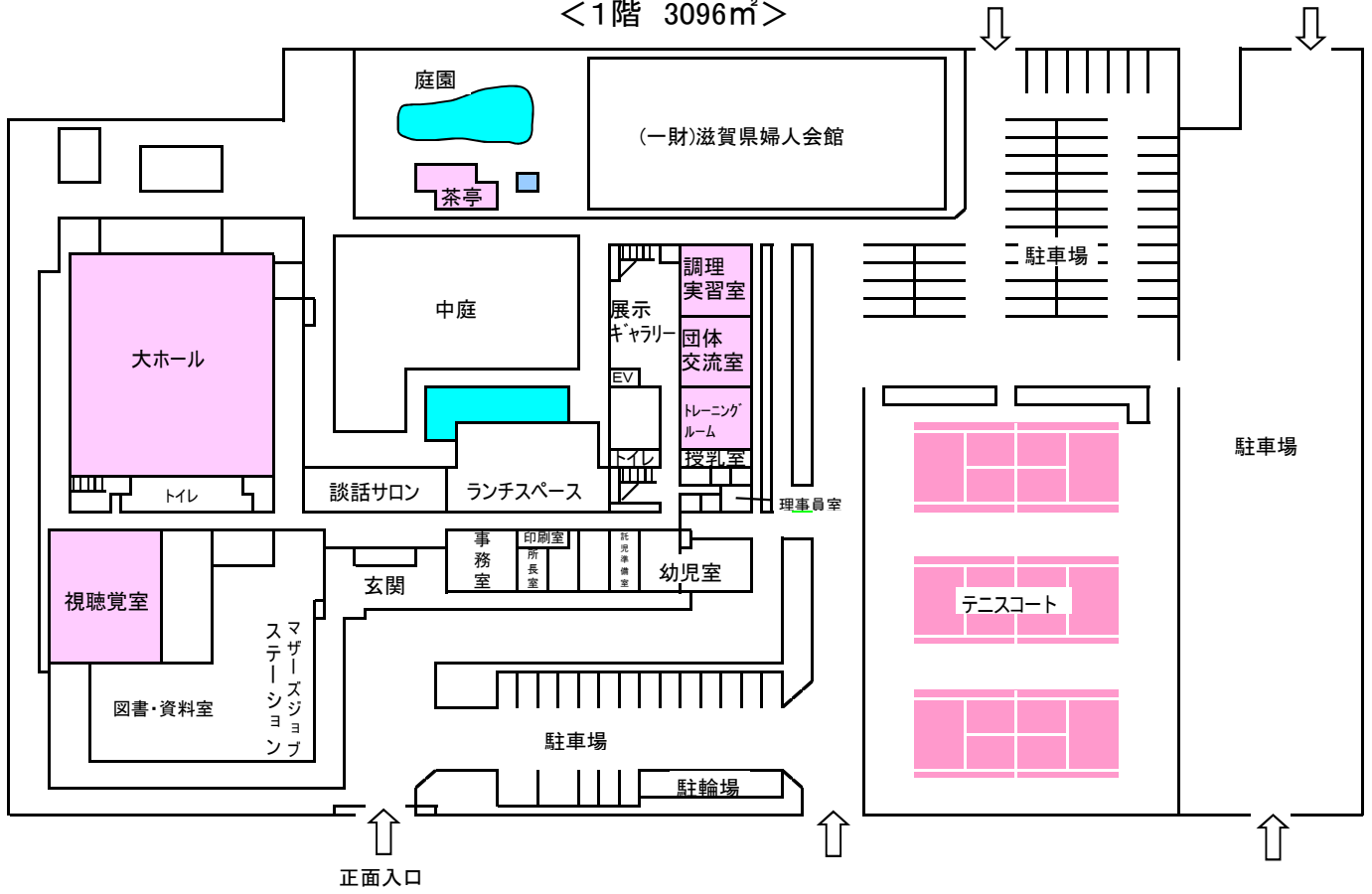
相 談 室	30	B室、C室
相 談 室	15	相談電話2台
印 刷 ・ コ ピ ー 室	8	印刷機、穿孔機、裁断機、丁合機
湯 沸 室 ・ 倉 庫	69	湯沸室1箇所、倉庫3箇所
エレベーター・機械室	19	車椅子兼用エレベーター仕様
便 所	76	2箇所（ハビヘット、ハビチェア） （身障者用1箇所オストメイト対応、ハビチェア）
共 用 部 分	557	1階休憩コーナー長椅子
LPG庫及び機械室	172	
（ 2 階 ）	591	
特 別 会 議 室	79	円卓、椅子24席
研 修 室 A	70	定員50名
研 修 室 B	43	定員30名
研 修 室 C	43	定員30名
講 習 室	69	コンピューター使用可能室（主催用）
湯 沸 室 ・ 空 調 室	42	湯沸室1箇所
映 写 室	16	（大ホールの付属室）
音 響 調 整 室	17	（大ホールの付属室）
便 所	30	1箇所（ハビチェア）
共 用 部 分	182	2階休憩コーナー長椅子
合 計 （ 1 ・ 2 階 ）	3,687	

2. その他の施設

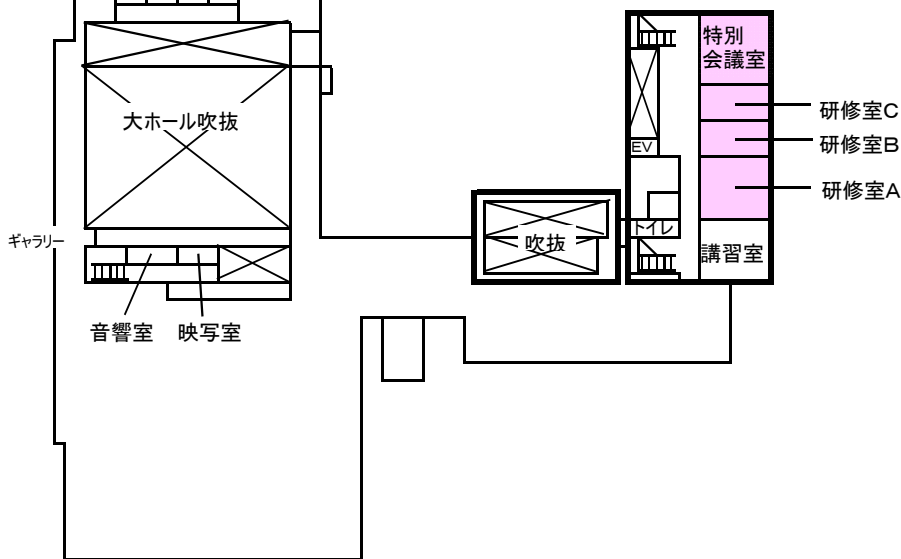
茶 亭	木造平屋建	25㎡	テニスコート	3面
庭園（和・洋）		2箇所	休憩所（便所付き）	45㎡
駐車場		約250台	用具庫	ブロック造平屋建 48㎡
駐輪場	鉄骨造平屋建	44㎡	公用車車庫	16㎡

3. 施設配置図

<1階 3096m²>



<2階 591m²>



Ⅶ. 利用案内

1. 施設使用料（県内居住者の場合に適用。県外居住者の場合は1.5倍となる。）（平成26年4月1日改定）

名称	区分	定員 (規模)	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	申込期間
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	
大ホール	平日	500人	6,300円	17,300円	18,500円	23,600円	32,200円	38,500円	使用月の6か月前 の月の初日から 10日前まで
	土・日 休日		9,450円	25,950円	27,750円	35,400円	48,300円	57,750円	
研修室 A		50人	2,460円	3,350円	2,460円	5,810円	5,810円	8,270円	使用月の3か月前 の月の初日から 10日前まで
研修室 B		30人	1,610円	2,220円	1,610円	3,830円	3,830円	5,440円	
研修室 C		30人	1,610円	2,220円	1,610円	3,830円	3,830円	5,440円	
特別会議室		24人	5,940円	7,800円	5,940円	13,740円	13,740円	19,680円	
調理実習室		36人	3,350円	4,450円	3,350円	7,800円	7,800円	11,150円	
視聴覚室		100人	5,680円	7,420円	5,680円	13,100円	13,100円	18,780円	
トレーニングルーム		20人	2,960円	3,830円	2,960円	6,790円	6,790円	9,750円	
茶亭		(25㎡)	2,960円	3,830円	2,960円	6,790円	6,790円	9,750円	
展示ギャラリー		(75㎡)	1日につき		4,540円				
テニス コート	平日	(3面)	1面 2時間につき		1,360円				
	土・日 休日		1面 2時間につき		2,040円				

◎ 申込の受付について

1. 受付開始日

施設使用の申込については、大ホールは使用月の6か月前の月の初日から、その他の施設は使用月の3か月前の月の初日から受け付けます。ただし、大ホールに付随して他の施設も利用する場合は、併せて6か月前から受け付けます。（受付開始日が休所日にあたる場合は、その翌日が受付開始日となります。）

2. 受付時間

開所日の午前9時から午後9時まで。先着順となります。

ただし、受付開始日においては、来所・電話にかかわらず、午前9時から午前9時30分まで一括して受け付け、使用希望日が重なった場合、日程調整や抽選を行います。

3. 申込方法

- センターの窓口にお越しいただくか、電話で申し込んでください。その時に、使用目的などを確認します。
- 申込受付後、利用する日の10日前までに使用責任者が窓口にお越しいただき、使用承認申請書に必要事項を記入いただくとともに、施設使用料をお支払いください。（前納です。）
- 受付が完了しますと、使用承認書と領収書をお渡しします。なお、いったん支払われた使用料は原則としてお返しできません。
- 大ホール使用の場合は、付帯設備の準備の関係上、使用日の10日前までに、使用する付帯設備の内容が分かる資料（付帯設備使用リストもしくは催物のプログラム等）を提出するなどして、当日使用する設備を予め申し出てください。

なお、付帯設備使用料については、使用の当日、窓口にて料金を精算しお支払いください。

4. 使用方法

- 使用当日は、必ず窓口で「点検表」と「鍵」を受け取ってから入室してください。
- 施設の使用は、使用承認書に記載された利用時間内に限ります。また、使用后、机、椅子などは、必ず元の状態に戻してください。
- 付帯設備を使用される場合、その機器の使用（操作）方法等は、担当係員が事前に説明します。機器の操作は、善良な管理のもとに、利用者で行ってください。
- 電気器具を持ち込む時は、事前に窓口へ内容と件数を必ず申し出てください。
- 施設内は、禁煙です。喫煙は、決められた場所（灰皿の設置している所）で行ってください。
- 湯茶等の設備は使用できますが、茶葉は利用者各自で準備してください。
- 駐輪、駐車場での事故等は責任を負いません。多数の自動車が駐車する場合は、誘導等の保安要員を主催者で必ず確保してください。

2. 付帯設備使用料

	設備名	単位	使用料
大ホール	ローアホリゾンライト	1列	400円
	ボーダーライト	1列	500円
	サスペンションスポットライト	1列	910円
	アッパーホリゾンライト	1列	400円
	客席用スポットライト	1列	400円
	フットライト	1列	400円
	ピンスポットライト	1台	300円
	拡声装置(マイク4本含む)	1式	2,030円
	追加マイク	1本	200円
	カセットテープレコーダー	1台	300円
	CDプレーヤー	1台	200円
	MDプレーヤー	1台	200円

	設備名	単位	使用料
大ホール	VHSビデオ録画装置	1式	2,540円
	スライド映写機	1台	500円
	プロジェクター	1台	500円
	ピアノ	1台	1,010円
	金びょうぶ	1双	1,010円
	冷・暖房料	1時間	1,320円
	視聴覚室	16ミリ映写機	1台
各室共通		スライド映写機	1台
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	200円
	携帯用拡声装置	1台	200円
	持込電気器具(1kW)	1台	100円

付帯設備の使用料は、午前、午後および夜間をそれぞれ1単位とした料金です。(冷・暖房料は1時間単位)

◎G-NETしが施設使用料の半額適用について

県内在住者が主体である団体が、男女共同参画の推進を図ることを主な目的として使用される場合には、施設使用料が半額になります。(ただし、テニスコートおよび付帯設備使用料は除きます。)

使用料の半額適用を希望される場合は、次の手順に従ってください。

(1) 使用の申込

申込受付期間は、通常料金での利用と同じく、大ホールは使用月の6か月前、その他の施設は3か月前の月の初日からです。この時、半額適用を希望する旨を申し出てください。

(2) 「男女共同参画センター施設使用料の半額適用申請書」の提出

センター窓口へ直接お越しになり、「半額適用申請書」に事業等の詳しい内容および使用の目的が男女共同参画にどのように結びつくかを具体的に記入して提出してください。

(3) 「男女共同参画センター使用料の半額適用承認通知書」の交付

(2)の申請書が承認されますと、承認通知書を交付いたします。

(4) 使用の申込および使用料の納付

(3)の承認通知書の交付を受けた後、改めて施設使用承認申請書に必要事項を記入していただき、使用料を前納してください。

(注) 半額適用の手続きについては、上記のように若干の日数を要することとなりますので、20日前までに申請書をご提出ください。

◎ その他

- (1) 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例(以下「条例」という。)第4条第2項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をお断りすることがあります。
- (2) 条例第7条第1項の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命じることがあります。
- (3) センター内では、許可なく物品の販売をすることができず、営利を目的とした物品の販売は許可されません。
- (4) ご使用にあたっては、使用承認書の裏面の「ご使用上のお願い」をよくお読みください。
- (5) 使用承認を受けた施設の使用を変更されるときは、改めて変更の承認を受けてください。
- (6) センターの施設や設備を損傷されたり、紛失されたときは、直ちにその旨届出てください。

Ⅷ. 参考資料

1. 滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例

(昭和 61 年 10 月 13 日滋賀県条例第 38 号)

(設置)

第 1 条 男女共同参画の推進を図るため、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）を近江八幡市鷹飼町に設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する研修および講座の開催
- (2) 男女共同参画に関する相談
- (3) 男女共同参画に関する情報および資料の収集および提供
- (4) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進ならびに自主的活動への指導および助言
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第 3 条 センターに所長その他の所要の職員を置く。

(使用の承認)

第 4 条 センターの施設のうち教育委員会規則で定める施設（以下「特定施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないことができる。

- (1) センターにおける秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 営利を目的とすると認められるとき。
- (4) センターの施設もしくは設備または展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申請に係る特定施設がセンターの事業を行うために必要であると認められるとき。
- (6) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第 1 項の規定による承認をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付することができる。

(使用料)

第 5 条 センターの使用料の額および納付の方法等は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の定めるところによる。

(施設等の変更の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の規定による承認を取り消し、または使用を制限し、もしくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用の目的に違反して使用したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段によつて第 4 条第 1 項の規定による承認を受けたとき。
- (3) 使用者が第 4 条第 2 項各号（同項第 5 号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- (4) 使用者がこの条例またはこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (5) 使用者が第 4 条第 3 項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 当該承認に係る特定施設が災害その他の事故により使用できなくなつたとき。

(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、その使用を終了したときは、その使用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条、第4条および付則第3項の規定は、同月27日から施行する。

2 滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成9年条例第25号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成12年条例第95号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた改正前のそれぞれの条例により設置されている施設に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づく処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成14年条例第32号）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成23年条例第13号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

2. 滋賀県立男女共同参画センターの管理運営に関する規則

(昭和 61 年 10 月 13 日滋賀県教育委員会規則第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例（昭和 61 年滋賀県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第 2 条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- (2) 休日の翌日（日曜日または休日である場合を除く。）
- (3) 1 月 1 日から同月 4 日までおよび 12 月 28 日から同月 31 日まで

2 センターの所長（以下「所長」という。）は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、または臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第 3 条 センターの開所時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、図書・資料室については、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 所長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(入所の制限)

第 4 条 所長は、次のいずれかに該当する者に対しては、その入所を拒否し、または退去を命ずることができる。

- (1) 所内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者
- (2) センターの施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他所長の指示に従わない者

(入所者の遵守事項)

第 5 条 センターの入所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設または設備を損傷しないこと。
- (2) 他の入所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。
- (5) その他所長が指示した事項

(規則で定める施設)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める施設は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）別表第 29 号に規定する施設（以下「特定施設」という。）とする。

(特定施設の使用等に係る承認の手続)

第 7 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による申請は、使用承認申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

2 前項の使用承認申請書は大ホールにあっては使用日の 6 月前の日の属する月の初日から 10 日前までに、大ホール以外の特定施設にあっては使用日の 3 月前の日の属する月の初日から 10 日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 所長は、条例第 4 条第 1 項前段の規定による承認（以下「使用承認」という。）をするときには、使用承認書を当該承認を申請した者に交付するものとする。

4 第 1 項および前項の規定は、条例第 4 条第 1 項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第 1 項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第 8 条 条例第 4 条第 1 項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。

(3) あらかじめ所長の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等のちょう付を行わないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、または喫煙しないこと。

(5) その他所長が指示した事項

(施設の変更等の承認の手続)

第9条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を所長に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第10条 使用者は、使用承認を受けた特定施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて速やかに所長に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第11条 センターに入所した者または使用者は、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を所長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第12条 この規則の規定により所長に提出する使用承認申請書その他の書類の様式は、所長が教育長の承認を得て別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、所長が教育長の承認を得て定める。

付 則

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。ただし、第2条から第10までの規定は、同月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

3. 滋賀県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 12 月 27 日滋賀県条例第 62 号)

すべての人は平等であり、男女の性別にかかわらず、一人ひとりが大切な存在であって、個人として互いに尊重され、自分らしく生きることを認め合わなければならない。

滋賀県では、男女平等の実現に向けて、様々な取組を進めてきたが、今なお、性別によって役割を固定的にとらえる意識や社会慣行などの男女の多様な生き方の選択を妨げる要因が存在するなど課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など私たちを取り巻く環境の大きな変化の中で、誰もが豊かに安心して暮らせる 21 世紀にふさわしい社会を築くためには、男女が、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することが求められている。

こうした状況から、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職域などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が緊要な課題となっている。

私たち県民は、琵琶湖の環境保全や福祉において進取の気性をもって取り組んできた。そうした取組姿勢と経験を生かし、家族の絆、地域の絆、自然との絆を大切にして、男女が共に輝いて生きることが出来る湖国を創るため、私たちは一体となってあらゆる分野で男女共同参画を推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害することまたは性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として個性および能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、すべての団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性について理解を深め、妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されることおよび生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画は、その推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調

の下に、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、県の政策の立案および決定に男女が共同して参画する機会を確保するように努めるものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町および国と相互に連携を図るように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、雇用その他の分野における事業活動において、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立して行うことができるように就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画施策に協力するように努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画には、男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向その他男女共同参画施策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民および事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県男女共同参画審議会および市町長の意見を聴くものとする。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等および教育等の促進)

第10条 県は、県民および事業者の男女共同参画についての理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画に関する教育および学習が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第11条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する団体等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対して、情報の提供、人材の育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市町に対する助言等)

第12条 県は、市町に対し、男女共同参画施策の策定および実施について、必要な助言および協力を行うものとする。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画施策または男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、県民または事業者から苦情の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該申出の処理に関し、滋賀県男女

共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(相談の処理)

第14条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められることに関し、県民または事業者から相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

2 知事は、前項の申出の処理に関する業務を行わせるため、男女共同参画相談員を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、第1項の申出に係る相談に応じ、必要な調査および助言を行うほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(拠点施設の整備)

第15条 県は、県民、事業者および市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点となる施設を整備するものとする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、その設置する附属機関またはこれに類するものの委員その他の構成員を任命し、または委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画施策を策定し、効果的に実施するため、性別による差別的取扱い等男女共同参画の推進を阻害する要因その他の男女共同参画に関する事項について、必要な情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第19条 知事は、毎年、男女共同参画の状況および県が実施した男女共同参画施策について、滋賀県男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

第3章 滋賀県男女共同参画審議会

(滋賀県男女共同参画審議会)

第20条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第8条第4項および第13条第2項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2 (省略)

付 則(平成16年条例第38号)抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成16年規則第66号で、平成17年1月1日から施行)

4. 滋賀県立男女共同参画センター沿革詳細

昭和52年4月	滋賀県婦人問題連絡協議会」設置
昭和52年11月	「滋賀県婦人問題懇談会」設置
昭和53年4月	「滋賀県商工労働部労政課婦人対策係」設置
昭和56年9月	滋賀県婦人問題懇談会「滋賀の婦人の自立と社会参加のための提言」
昭和58年3月	「滋賀の婦人対策の方向―婦人の地位向上をめざして―」策定
昭和58年10月	「滋賀県婦人問題懇話会」設置
昭和59年4月	「滋賀県商工労働部労政婦人課」設置
昭和60年1月	滋賀県婦人問題懇話会「滋賀の女性の自立と社会参加のための婦人総合センターの建設についての提言」
昭和60年4月1日	長の権限事務の補助執行 <ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)滋賀県立婦人センターの建設および開設準備に関すること。」 ・「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
昭和60年6月1日	「(仮称)滋賀県立婦人センター開設準備協議会」設置
昭和60年10月11日～ 昭和61年9月16日	「(仮称)滋賀県立婦人センター新築工事」施工 <ul style="list-style-type: none"> ・総工事費 1,654,614千円(国庫 81,000千円) 内訳 調査費 1,000千円 備品費 100,000千円 用地費 344,009千円 その他(レリーフ) 10,000千円 建設費 1,199,605千円 ・工期 昭和60年10月11日から昭和61年9月16日
昭和61年11月1日	滋賀県立婦人センター設置 「滋賀県立婦人センターの設置および管理に関する条例」施行
昭和61年11月27日	「滋賀県立婦人センター」業務開始
昭和62年11月17日	「婦人センター開所1周年記念事業」開催
平成元年12月	「施設管理用カメラ」設置
平成3年9月	「婦人センター開所5周年記念事業」開催
平成4年6月	「図書・資料室の図書管理システムおよび施設予約処理システム」導入
平成7年10月	滋賀県立婦人センター運営協議会「近未来婦人センターのあり方」について報告
平成8年4月	「婦人センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得
平成8年11月	「婦人センター開所10周年記念事業」開催
平成9年3月31日	長の権限事務の補助執行の終了 <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の自立と社会参加を促進するための事務に関すること。」
平成9年4月1日	滋賀県立女性センターに名称変更 「滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例」 <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の権限事務の一部を滋賀県企画県民部長に委任 ・「滋賀県立女性センターの管理運営に関すること。(滋賀県立女性センターの設置および管理に関する条例および滋賀県立女性センターの管理運営に関する規則の改廃に関するものを除く。)」
平成9年10月～ 平成10年3月	「滋賀県立女性センター福祉環境整備(車椅子対応エレベーター、視覚障害者用床材敷設・案内板等新設)工事」施工
平成10年6月	「女性センター駐車場用地(5,449.58㎡)」取得(県土地開発基金管理者より)
平成13年11月	「女性センター開所15周年記念事業」開催 「ユニバーサルデザイン化工事(受付カウンター、階段手すり付け替え、洋式トイレ改修)」施工
平成14年4月1日	滋賀県立男女共同参画センターに名称変更 「滋賀県立男女共同参画センターの設置および管理に関する条例」施行 「滋賀県男女共同参画推進条例」施行
平成14年6月	公募により愛称を「G-NETしが(じーねっとしが)」に決定
平成18年11月	「男女共同参画センター開所20周年記念事業」開催
平成23年10月19日	滋賀マザーズジョブステーションを開設
平成23年10月	「滋賀県立男女共同参画センター運営方針について」策定 「男女共同参画センター開所25周年記念事業・G-NETしがフェスタ2011」、 「滋賀県男女共同参画推進条例制定10周年記念フォーラム」同時開催
平成24年12月	「滋賀県立男女共同参画センター懇話会」設置
平成28年11月	「男女共同参画センター開設30周年記念さんかく塾講演会」開催 (「G-NETしがフェスタ2016」1日目)

「平成29年度 要 覧」

平成29年7月発行

滋賀県立男女共同参画センター G-NETしが

〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4

TEL 0748-37-3751

FAX 0748-37-5770

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/g-net/>